

『陔餘叢考』 訓譯卷十六之中

田中良明
石井靖朗
大兼健寬
栗栖亞矢子
米田颯介
中林史朗

今回は、第十六卷之中を登載させて頂く。原稿の整理が遅れる中、掲載を繼續して下さる漢學會に感謝したい。本年度も幸いに學内行事として讀書會を實施するに承を大學から得られ、感染豫防に注意しながら數人の學生と俱に五歩の内の工夫を錬ることができている。歲月を重ねても疫禍は樂觀を許さぬ状況にあるが、肅然と事に當たり續けたい。

陔餘叢考は各巻條數葉數の多少が異なり、本卷十六は十八條三十一葉有るため、紙幅の都合上訓譯を三分している。この卷十六之中を擔當したのは、石井靖朗（現、横濱創學館高等学校常勤講師）・大兼健寬（現、たちばな學園専任講師）・栗栖亞矢子（現、駿臺高等学校教諭）・田中良明（現、大東文化大學東洋研究所准教授）・米田颯介（本學大學院文學研究科博士課程前期課程修了）の五人（五十音順）である。この卷の中盤も二〇二二年度に中林先生のご指導の下に讀ん

でいるが、本原稿の校正時に重ねて中林先生のご協力を得た。但し、本稿に瑕疵有るに至つては、全て整理者たる田中に責が有り、諸氏先達の叱正・指教を請うものである。

令和四年季秋 漢節可杖 牛羊不牧

謹識于足虎樓

〔原文〕

6 兩漢時受學者皆赴京師

漢時凡受學者皆赴京師蓋遭秦滅學天下既無書籍又少師儒自武帝嚮用儒學立五經博士爲之置弟子員宣帝因之續有增置於是施孟梁邱京氏之易歐陽大小夏侯之書齊魯韓之詩普慶大小戴之禮嚴氏顏氏之公羊春秋瑕邱江公之穀梁春秋皆在太學成帝末增弟子至三千人光武中興起太學博士舍肅宗又詔選高才生受古文尙書毛詩左氏春秋雖不立學官然皆擢高第順帝時更修釐序千八百五十室梁太后詔大將軍至六百石悉遣子弟就學自是游學增盛至三萬餘人士之嚮學者必以京師爲歸漢書翟方進傳方進欲至京師受業其後母憐其幼隨之長安織履以給後漢書光武紀帝初之長安受尙書楊終年十三爲小吏太守奇其才遣詣京師受業周磐少遊京師學古文尙書左氏傳申屠蟠始與濟陰王子居同在大學張衡入京師遊太學遂通五經魏朗亦詣太學受五經任延年十二爲諸生學於長安明詩易春秋顯名太學魯恭年十六與母及弟丕俱居太學閉戶誦誦包咸少時受業長安師事博士右師細君魏應詣博士受業習魯詩如此之類不一而足蓋其時郡國雖已立學如文翁之治蜀修起學館招子弟爲學官童子宋均之令辰陽立學校任延爲武威太守立校官令掾史子孫皆詣學受業李忠爲丹陽太守起學校習禮容然經義之專門名家惟太學爲盛故士無有不游太學者及東漢中葉以後學成而歸者各教授門徒每一宿儒門下著錄者至千百人由是學遍天下矣

6 兩漢の時學を受くる者皆京師に赴く

漢の時、凡そ學を受くる者皆京師に赴く。蓋し秦の滅學に遭ひ、天下既に書籍無く、又師儒少からん。武帝嚮さきに儒學を用ひ五經博士を立て之が爲に弟子員を置きしより、宣帝之に因り續けて増置する有り。是に於いて施・孟・梁邱・京氏の易、歐陽・大小夏侯の書、齊・魯・韓の詩、普慶・大小戴の禮、嚴氏・顔氏の公羊春秋、瑕邱江公の穀梁春秋、皆太學に在り。成帝の末、弟子を増し三千人に至る。光武中興し、太學博士舍を起て、肅宗は又詔して高才生を選び古文尙書・毛詩・左氏春秋を受けしむ。學官に立てずと雖も、然れども皆高第を擢んず。順帝の時、更に鬻序千八百五十室を修め、梁太后詔して大將軍より六百石に至るまで悉く子弟を遣り學に就かしむ。是より游學増々盛んに、三萬餘人に至り、士の學に嚮ふ者必ず京師を以て歸と爲す。漢書翟方進傳に「方進京師に至り業を受けんと欲するも、其の後母其の幼を憐み、隨ひて長安に之き履を織り以て給す。」と。後漢書光武紀に「帝初め長安に之き尙書を受く。」「楊終年十三にして小吏と爲り、太守其の才を奇とし、遣りて京師に詣り業を受けしむ。」「周磐少きより京師に遊び古文尙書・左氏傳を學ぶ。」「申屠蟠始め濟陰の王子居と同一太學に在り。」「張衡京師に入り太學に遊び遂に五經に通ず。」「魏朗も亦た太學に詣き五經を受く。」「任延年十二にして諸生と爲り長安に學び、詩・易・春秋に明らかにして、名を太學に顯す。」「魯恭年十六にして母及び弟丕と俱に太學に居り、戸を閉ちて講誦す。」「包咸少き時業を長安に受け博士の右師細君に師事す。」「魏應博士に詣り業を受け魯詩を習ふ。」と。此の如きの類、一ならずして足る。蓋し其の時郡國已に學を立てつること、文翁の蜀を治め學館を修起して子弟を招き學官の童子と爲し、宋均の辰陽に令たりしとき學校を立て、任延武威太守と爲り校官を立て掾吏の子孫をして皆學に詣き業を受けしめ、李忠丹陽太守と爲り學校を起て禮容を習はしむるが如しと雖も、然れども經義の専門名家は惟れ太學を盛んと爲す。故に士に太學に遊ばざる者有る無し。東漢の中葉

以後に及び學成りて歸る者各々門徒に教授し、一宿儒毎に門下に著録する者千百人に至る。是れより學天下に遍し。

【語注】

○武帝嚮に儒……『漢書』卷八十八、儒林傳第五十八の贊に「自武帝立五經博士開弟子員、設科射策勸以官祿、訖於元始百有餘年、傳業者寢盛、支葉蕃滋、一經說至百餘萬言、大師衆至千餘人、蓋祿利之路然也。初、書唯有歐陽、禮后、易楊、春秋公羊而已。至孝宣世、復立大小夏侯尚書、大小戴禮、施・孟・梁丘易、穀梁春秋。至元帝世、復立京氏易。平帝時、又立左氏春秋・毛詩・逸禮・古文尚書、所以罔羅遺失、兼而存之、是在其中矣。」と有り、先ず京氏易が學官に立てられるのは元帝期の事である。又詩の三家については、『漢書』卷三十、藝文志第十、六藝略、詩類に「漢興、魯申公爲詩訓故、而齊轅固・燕韓生皆爲之傳。或取春秋、采雜說、咸非其本義。與不得已、魯最爲近之。三家皆列於學官。」と有り、禮については同禮類に「漢興、魯高堂生傳士禮十七篇。訖孝宣世、后倉最明。戴德・戴聖・慶普皆其弟子、三家立於學官。」と有り、本文の普慶は慶普の誤り。又春秋については、『後漢書』儒林列傳第六十九下、董鈞傳に「前書齊胡毋子都傳公羊春秋、授東平嬴公、嬴公授東海孟卿、孟卿授魯人眭孟、眭孟授東海嚴彭祖・魯人顏安樂。彭祖爲春秋嚴氏學、安樂爲春秋顏氏學、又瑕丘江公傳穀梁春秋、三家皆立博士。」と有り。○成帝の末……『漢書』卷八十八、儒林傳第五十八の序に「成帝末、或言孔子布衣養徒三千人、今天子太學弟子少。於是增弟子員三千人。歲餘復如故。」と有り。○光武中興し……『後漢書』翟酺列傳第三十八に「初、酺之爲大匠上言『孝文皇帝始置一經博士、武帝大合天下之書、而孝宣論六經於石渠、學者滋盛、弟子萬數。光武初興、愍其荒廢、起太學博士舍・内外講堂、諸生橫巷、爲海內所集。……』」と有り。○肅宗は又詔……『後漢書』儒林列傳第六十九上の序に「肅宗」又詔高才生受古文尚書・毛詩・穀梁・左氏春秋。雖不立學官、然皆擢高第爲講郎、給事近署、所以網羅遺逸、博存衆家。」と有り。又、肅宗孝

章帝紀第三建初八年・賈逵傳第二十六にも類似的の文有り。○順帝の時：―『後漢書』儒林列傳第六十九上の序に「順帝感翟酺之言、乃更脩黌宇。凡所造構二百四十房、千八百五十室。試明經下第補弟子、增甲乙之科員各十人、除郡國耆儒皆補郎・舍人。本初元年、梁太后詔曰、大將軍下至六百石、悉遣子就學、每歲輒於鄉射月一饗會之、以此爲常。自是遊學增盛、至三萬餘生。」と有る。○漢書翟方進：―『漢書』卷八十四、翟方進傳第五十四に「翟方進字子威、汝南上蔡人也。……方進年十三、失父孤學、給事太守府爲小史。號遲頓不及事、數爲掾史所詈辱。方進自傷、乃從汝南蔡父相問己能所宜。蔡父大奇其形貌、謂曰、小史有封侯骨、當以經術進、努力爲諸生學問。方進既厭爲小史、聞蔡父言心喜、因病歸家、辭其後母、欲西至京師受經。母憐其幼、隨之長安、織屨以給方進讀、經博士受春秋。積十餘年、經學明習、徒衆日廣、諸儒稱之。」と有る。○後漢書光武：―『後漢書』光武帝紀上第一に「王莽天鳳中、乃之長安、受尙書、略通大義。」と有る。○楊終年十三：―『後漢書』楊終列傳第三十八に「楊終字子山、蜀郡成都人也。年十三、爲郡小史。太守奇其才、遣詣京師受業、習春秋。顯宗時、徵詣蘭臺、拜校書郎。」と有る。○周磐少きよ：―『後漢書』周磐列傳第二十九に「磐少游京師、學古文尙書・洪範五行・左氏傳、好禮有行、非典謨不言、諸儒宗之。」と有る。○申屠蟠始め：―『後漢書』申屠蟠列傳第四十三に「始與濟陰王子居同在太學。子居臨歿、以身託蟠。蟠乃躬推輦車、送喪歸鄉里。遇司隸從事於河壘之間。從事義之、爲封傳護送。蟠不肯受、投傳於地而去。事畢還學。」と有る。○張衡京師に：―『後漢書』張衡列傳第四十九に「衡少善屬文、游於三輔。因入京師、觀太學、遂通五經、貫六藝。」と有る。○魏朗も亦た：―『後漢書』黨錮列傳第五十七、魏朗傳に「魏朗字少英、會稽上虞人也。少爲縣吏。兄爲鄉人所殺、朗白日操刃報讎於縣中、遂亡命到陳國。從博士郤仲信學春秋圖緯、又詣太學受五經、京師長者李膺之徒爭從之。」と有る。○任延年十二：―『後漢書』循吏列傳第六十六、任延傳に「任延字長孫、南陽宛人也。年十二、爲諸生學於長安。明詩・易・春秋、顯名太學。學中號爲任聖童。值倉卒、避兵之隴西。時隗囂已據四郡、遣使請延、延不應。」と有る。○魯恭年十六

…『後漢書』魯恭列傳第十五に「父某、建武初爲武陵太守、卒官。時恭年十二、弟丕七歲。晝夜號踴不絕聲、郡中轉贈無所受、乃歸服喪。禮過成人、鄉里奇之。十五、與母及不俱居太學、習魯詩。閉戶講誦、絕人閒事。兄弟俱爲諸儒所稱、學士爭歸之。」と有る。○包咸少き時…『後漢書』儒林列傳第六十九下、包咸傳に「包咸字子良、會稽曲阿人也。少爲諸生、受業長安。師事博士右師細君、習魯詩・論語。王莽末、去歸鄉里。於東海界爲赤眉賊所得。」云々と有り。○魏應博士を…『後漢書』儒林列傳第六十九下、魏應傳に「魏應字君伯、任城人也。少好學、建武初詣博士受業、習魯詩。閉門誦習、不交僚黨、京師稱之。」と有る。○文翁の蜀を…『漢書』卷八十九、循吏傳第五十九、文翁傳に「景帝末、爲蜀郡守、仁愛好教化。見蜀地辟陋有蠻夷風、文翁欲誘進之、乃選郡縣小吏開敏有材者張叔等十餘人親自飭厲、遣詣京師、受業博士、或學律令。減省少府用度、買刀布蜀物、齎計吏以遺博士。數歲、蜀生皆成就還歸、文翁以爲右職、用次察舉、官有至郡守刺史者。又修起學官於成都市中、招下縣子弟以爲學官弟子、爲除更繇、高者以補郡縣吏、次爲孝弟力田。常選學官童子、使在便坐受事。每出行縣、益從學官諸生明經飭行者與俱、使傳教令、出入闔閭。縣邑吏民見而榮之、數年爭欲爲學官弟子、富人至出錢以求之。繇是大化、蜀地學於京師者比齊魯焉。至武帝時、乃令天下郡國皆立學校官、自文翁爲之始云。」と有る。○宋均の辰陽…『後漢書』宋均列傳第三十一に「宋均字叔庠、南陽安衆人也。…均以父任爲郎、時年十五。好經書、每休沐日、輒受業博士、通詩・禮、善論難。至二十餘、調補辰陽長。其俗少學者而信巫鬼、均爲立學校、禁絕淫祀、人皆安之。」と有る。○任延武威太…『後漢書』循吏列傳第六十六、任延傳に「拜武威太守。…又造立校官、自掾吏子孫、皆令詣學受業、復其徭役。章句既通、悉顯拔榮進之。郡遂有儒雅之士。」と有る。○李忠丹陽太…『後漢書』李忠列傳第十一に「(建武)六年、遷丹陽太守。…忠以丹陽越俗不好學、嫁娶禮儀衰於中國、乃爲起學校、習禮容、春秋鄉飲、選用明經、郡中向慕之。」と有る。○一宿儒毎に…後漢の門徒百千に及ぶ儒者は逐一舉げるに暇無いが、中期以後の例として『後漢書』鄭玄列傳第二十五に「(馬)融門徒四百餘人、

升堂進者五十餘生。」と有り、同張霸列傳第二十六に「(中子)楷字公超、通嚴氏春秋・古文尙書、門徒常百人。」と有り、同周警列傳第二十九に「後思母、弃官還鄉里。及母歿、哀至幾於毀滅、服終遂廬于冢側。教授門徒常千人。」と有り、同皇甫規列傳第五十五に「託疾免歸、州郡承(梁)冀旨、幾陷死者再三。遂以詩・易教授、門徒三百餘人、積十四年。」と有り、同儒林列傳第六十九上に「(孔僖二子)長彥好章句學、季彥守其家業、門徒數百人。」と有り、同下に「謝該字文儀、南陽章陵人也。善明春秋左氏、爲世名儒、門徒數百千人。」「蔡玄字叔陵、汝南南頓人也。學通五經、門徒常千人、其著錄者萬六千人。」と有り、又『三國志』魏書卷十一邴原傳に「原在遼東、一年中往歸原居者數百家。游學之士・教授之聲不絕。」と有り、その裴注所引原別傳に「原於是講述禮樂、吟詠詩書。門徒數百、服道數十。」と有り、同魏書卷十一管寧傳に「(鉅鹿張)璠少游太學、學兼內外、後歸鄉里。袁紹前後辟命、不應。移居上黨、并州牧高幹表除樂平令、不就。徙循常山、門徒且數百人、遷居任縣。」と有り、その裴注所引魏略に「寒貧者、本姓石、字德林、安定人也。建安初、客三輔。是時長安有宿儒樂文博者、門徒數千。德林亦就學、始精詩書。後好內事、於衆輩中最玄默。」と有る。

【現代語譯】

漢代、學問を受ける者は皆京師に赴いた。おそらく秦の滅學(焚書坑儒)の難に遭い、天下中で書籍が無くなってしまい、又師となる儒者が少くなっていたのだろう。武帝がすでに儒學を政治に用いて五經博士を設立してそのための弟子員を設置してから、宣帝がそれを繼續して博士を増置した。こうして施讎・孟喜・梁丘賀・京房の易學、歐陽氏と大小夏侯氏の尙書學、齊・魯・韓の詩學、普慶(慶普)と大小戴氏の禮學、嚴彭祖・顏安樂の公羊春秋學、瑕邱江公の穀梁春秋學は、どれも太學で行われた。成帝治世の末、弟子を増して三千人となった。光武帝は(後漢を)中興すると、太學博士舎を建設し、肅宗は詔を下して高才生を選んで古文尙書・毛詩・左氏春秋を學ばせた。(古文經は)學官に立て

はしなかつたが、皆高成績の弟子員を拔擢し（て學ばせ）たのである。順帝の時、更に鬻序千八百五十室を修造し、梁太后が詔を下して大將軍から六百石に至るまですべての（官員の）子弟を派遣して入學させた。それから（京師への）游學が増々盛んになって、三萬餘人にまでなり、學問を志す士は必ず京師に行き着いた。『漢書』翟方進傳に「翟方進が京師に行つて學業を受けようとすると、その繼母は方進が幼いことを心配し、一緒に長安へ行き履を織つて學資とした。」と有る。『後漢書』光武紀には「帝は當初長安へ行き尙書を學んだ。」（と有り、他に）「楊終は十三歳で小役人となつたが、太守が彼の才能を認め、京師に行かせて學業を受けさせた。」周磐は若い頃より京師で過ごし、古文尙書と左氏傳を學んだ。「申屠蟠は當初濟陰の王子居とともに太學にいた。」張衡は入京すると太學に出入りしているうちに五經に通じた。「魏朗も太學に行き五經を學んだ。」任延は十二歳で諸生となつて長安で學び、詩・易・春秋に明るくなり、太學で有名になつた。「魯恭は十六歳で母と弟の丕とともに太學に住み、戸を閉じて學問に考えを巡らせ經書を讀んだ。」「包咸は若い頃に長安で學業を受け、博士の右師細君に師事した。」魏應は博士を訪ねて學業を受けて魯詩を習つた。」と有る。こうした例は、一つ二つではない。思うに當時の地方郡國では、文翁が蜀を治めて學館を修起し、子弟を招いて學官の童子としたり、宋均が辰陽令であつた時に學校を立てたり、任延が武威太守となつて校官を立て、掾吏の子や孫すべてにそこへ行つて學ばせたり、李忠が丹陽太守となつて學校を起て、禮容を習わせたりといったように、すでに學校が立てられていたが、しかし經學の専門的な著名の學者は、太學にこそ盛んにいたのである。そのため太學に行かない士はいなかつたのである。東漢の中期以後になると學び得て故郷に歸る者はそれぞれ弟子に教授し、一老儒ごとに門下には數百から數千の弟子を敷えた。それ以來學問は天下に行き渡つたのである。

〔原文〕

7 郡國守相得自置吏

漢時郡國守相皆自置吏蓋猶沿周制唐書魏元同疏曰周穆王以伯冏爲太僕正而命之曰慎簡乃僚此令其自擇下吏也周官太宰內史竝掌爵祿廢置司徒司馬則掌興賢詔事是分任羣臣而統以數職也漢時諸侯自置吏四百石以下其傳相大臣則朝廷置之州郡牧吏督郵從事則牧守自置之按漢書高五王傳贊漢初諸侯得自置御史大夫羣卿以下漢獨爲置丞相而巳是諸侯并得置御史大夫等官也杜佑通典云景帝懲吳楚之禍乃罷御史大夫以下不令置武帝又詔凡王侯吏職秩二千石者不得自置則其令漸嚴然二千石以下猶得置故通典謂自置四百石吏也此侯國自置吏之故事也後漢書和帝問陳寵在那何以爲理對曰臣任功曹王渙以簡賢選能鮑宜爲豫州牧郭欽奏其舉錯煩苛代二千石署吏是置吏乃二千石之職州牧且不得而侵之也此郡守自置掾屬之故事也又郡守置掾屬并皆用本郡之人杜氏通典謂漢時惟三輔許兼用他郡人按漢書循吏傳黃霸淮陽人補左馮翊二百石卒史如淳曰三輔郡得用他郡人其餘則否京房爲魏郡太守自請得除用他郡人以欲用他郡人而特奏請尤可見掾屬無不用本郡人也魏晉六朝猶仍牧守置吏之制後周書蘇綽傳云今刺史府官則命於天朝其州吏以下竝牧守自置是宇文周時尙然隋書劉炫對牛宏謂往者州惟置綱紀郡置守丞縣置令而已其具僚則長官自辟今則大小之官悉由吏部據此則天下官員盡歸部選之制實自隋始也唐時亦尙兼用漢制沈既濟疏云今諸道節度都團練觀察租庸等使自判官副將以下皆使自擇則辟吏之法已試於今但未及州縣耳韓偓傳云偓爲桂管觀察使部二十餘州自參軍至縣令三百餘員吏部所補纔十一餘皆觀察使量才補職則并州縣亦觀察所置矣顧甯人引之以爲古時置吏得人皆由於此然此亦矯枉過正之論吏歸部選則朝廷之權不下移若聽長官辟置無論末俗澆漓夤緣賄賂之風必甚即其中號爲賢智者亦多以意氣微恩致其私感觀史策所載屬吏之於長官已有君臣分誼降及後世若行之不變未有不成黨援門戶背公向私者春秋時晉殺欒盈令欒氏之臣勿從其臣辛俞行曰三世仕家君之再世以下主之自臣之祖世隸欒氏于今三世矣敢忘其死而叛其君乎魯昭公攻季孫氏孟孫叔孫謀救之叔孫之御者曰我家臣也安知公家有季孫與無季孫於我孰利皆曰無季孫則無叔孫曰然則救之

于是撞西北隅而入昭公遂敗是春秋時家臣之殉其主而忘公家已如此降及東漢氣節相矜并有甘以身殉者王充論衡云會稽孟章父英爲郡決曹掾郡將擣殺無辜英引爲己罪代將死章爲郡功曹從太守討賊爲賊所迫亦代將死後漢書臧洪爲太守張超所置功曹超遣詣幽州中道爲袁紹所留以洪爲東郡太守會曹操圍超洪乞師于紹以救超紹不許超竟破滅洪乃與紹絕紹興兵圍之至城破被執不悔卒以死殉公孫瓚初爲劉太守郡吏太守坐事徙日南瓚祭先人塚曰昔爲人子今爲人臣當詣日南今與先人辭于此遂隨太守往「亦見魏志」太守歐陽歛欲舉督郵繇延主簿將引延上郡吏郵憚起而言曰延資性貪邪明府以惡爲善主簿以直從曲此既無君亦復無臣則并顯然有君臣之稱矣劉表遣從事韓嵩詣許欲以觀虛實嵩曰若至京師天子假一職則成天子之臣將軍之故吏耳不能復爲將軍死也更可見未仕於朝者猶爲私臣也甚至有爲舉主及長官持服者苟爽爲司空袁逢所辟有道不應及逢卒爽制服三年桓鸞爲太守向苗所舉孝廉除膠東令始到官而苗卒鸞即去官奔喪終三年此爲舉主持服者也王吉被誅故人莫敢至者獨屬吏桓典收斂歸葬服喪三年劉瓚以冤死王允爲瓚吏獨隨至京送喪還其家終三年乃歸此爲長吏持服者也後魏書公孫邃爲青州刺史卒佐吏疑所服詔曰主簿近代相承服斬過葬便除可如故事自餘無服殊覺寥寥可齊衰三月則感恩知己私自制服之例且上達朝聽至發詔爲定令矣南史宋武陵王誕反或勸其長史范義出走義曰吾人吏也吏不可以叛君柳慶遠傳梁武初爲雍州刺史辟慶遠爲別駕慶遠謂人曰天下方亂定霸者其在吾君乎因盡誠協贊遂成帝業可見六朝猶沿漢時長官得自置吏之制而爲所置者輒有君臣之分抱節者雖能周旋患難究何益于公家桀黠者且至傾心于其主如慶遠等出死力以抗朝廷此又長官得自置吏之流弊也甯人但見後世選法不盡得人而以爲不如古制抑知古制有不可復用者唐時固嘗兼用辟吏之法然如韋皋在蜀幕僚雖官顯不使入朝即署爲屬州刺史竟有終身不得見天子者不特此也朔方節度使安思順表李光弼爲副知留後事白敏中爲邠甯節度使亦表蔣伸爲副是節度副使亦得由藩鎮自置矣安祿山之能叛豈非以數年前請以蕃將易漢將故得廣樹腹心一朝舉事爭爲效力遂至傾陷兩京唐祚幾覆故德宗晚年方鎮副倖多自選于朝防一日有變則就授以節制蓋深慮威柄下移易致尾大之漸也

7 郡國の守・相自ら吏を置くを得

漢時の郡國の守・相皆自ら吏を置く。蓋し猶ほ周制に沿ふならん。唐書に「魏^{*}元同疏して「周の穆王伯冏を以て太僕正と爲して之に命じて曰く、慎みて乃の僚を簡べと。此れ其れをして自ら下吏を擇ばしむるなり。周官の太宰・內史並に爵祿廢置を掌り、司徒・司馬は則ち興賢詔事を掌る。是れ任を羣臣に分け、而して統ぶるに數職を以てするなり。漢時の諸侯は自ら吏の四百石以下を置き、其の傳・相・大臣は則ち朝廷之を置き、州郡の掾吏・督郵・從事は則ち牧守自ら之を置く。」と曰ふ。」と。按ずるに漢書高五王傳の贊に「漢^{*}初の諸侯は自ら御史大夫・羣卿以下を置くを得、漢は獨だ丞相を置くを爲すのみ。」と。是れ諸侯は並びに御史大夫等の官を置くを得るなり。杜佑の通典に云ふ「景帝^{*}吳楚の禍に懲り、乃ち御史大夫以下を罷め置かしめず。武帝又詔して凡そ王侯吏職の秩二千石の者は自ら置くを得ざらしむ。」と。則ち其の令漸く嚴ならん。然れども二千石以下は猶ほ置くを得。故^{*}に通典に「自ら四百石の吏を置く。」と謂ふなり。此れ侯國自ら吏を置くの故事なり。後漢書に「和帝^{*}陳寵に郡に在りては何を以て理と爲すかと問ひ、對へて「臣は功曹の王渙に任じ以て賢を簡び能を選ばしむ。」と曰ふ。」と。「鮑宣^{*}豫州牧と爲り、郭欽^{*}其の舉錯煩苛、二千石に代り吏を署す、と奏す。」と。是れ吏を置くは乃ち二千石の職、州牧すら且つ得て之を侵さざるなり。此れ郡守自ら掾屬を置くの故事なり。又、郡守掾屬を置き並びに皆本郡の人を用ふ。杜氏の通典に謂ふ「漢^{*}時は惟だ三輔のみ他郡の人を兼用するを許す。」と。按ずるに漢書循吏傳に「黃霸^{*}は淮陽の人、左馮翊^{*}二百石の卒史に補せらる。」と。如淳曰く「三輔の郡、他郡の人を用ふを得。」と。其の餘は則ち否なり。「京房^{*}魏郡太守と爲り、自ら他郡の人を除用するを得んことを請ふ。」と。他郡の人を用ひんと欲するを以て、而ち特に奏請す。尤も掾屬は本郡の人を用ひざる無きを見る可きなり。魏晉六朝は猶ほ牧守吏を置くの制に仍る。後周書蘇綽傳に「今刺史府の官は則ち天朝に命ぜられ、其の州の吏

以下は並びに牧守自ら置く。」と云ふ。是れ宇文周の時尙ほ然り。隋書に「劉炫^{*}牛宏に對へて「往者に州は惟だ綱紀を置き、郡は守丞を置き、縣は令を置くのみ。其れ具僚は則ち長官自ら辟す。今は則ち大小の官悉く吏部に由る。」と謂ふ。」と。此に據れば則ち天下の官員盡く部選の制に歸するは、實に隋より始まるなり。唐時亦た尙ほ漢制を兼用す。沈既濟の疏に云ふ「今諸道の節度・都團練・觀察・租庸等の使、判官・副將より以下は皆自ら擇ばしむ。則ち吏を辟すの法已に今に試さるも、但だ未だ州・縣に及ばざるのみ。」と。韓偓傳に云ふ「^{*}依桂管觀察使と爲る。二十餘州を部し、參軍より縣令に至るまで三百餘員、吏部の補する所は纔か十に一。餘は皆觀察使才を量り職に補し、則ち並びに州・縣も亦た觀察の置く所なり。」と。顧甯人之を引き以て古時の吏を置き人を得ること皆此に由ると爲す。然れども此れ亦た矯枉過正の論なり。吏の部選に歸するは則ち朝廷の權、下移せず。若し長官の辟置を聽さば、末俗澆漓の夤緣・賄賂の風を論ずる無く、必ず甚だしきは其の中に即きて號して賢智と爲す者も亦た、多く意氣微恩を以て其の私感を致さん。史策載す所屬吏の長官に於けるを觀るに、已に君臣の分誼有り。降りて後世に及び若し之を行ふこと變ぜざれば、未だ黨を成し門戸を援け公に背き私に向かはざる者有らず。春秋の時、晉欒盈を殺し欒氏の臣をして從ふ勿からしむ。其の臣辛俞行かんとして曰く「三世家に仕ふれば之を君とし、再世以下は之を主とす。臣の祖より世々欒氏に隸へ今に于いて三世なり。敢へて其の死を忘れて其の君に叛かんや。」と。魯の昭公季孫氏を攻む。孟孫・叔孫之を救はんと謀る。叔孫の御者曰く「我は家の臣なり。安んぞ公家を知らん。季孫有ると季孫無きと、我に於いて孰れか利あらん。」と。皆曰く「季孫無くんば則ち叔孫無し。」と。曰く「然らば則ち之を救はん。」と。是に于いて西北の隅を撞きて入り、昭公遂に敗る。是れ春秋の時、家臣の其の主に拘ひて公家を忘るること已に此の如し。降りて東漢に及び、氣節相矜れみ並びに甘んじ身を以て殉ずる者有るに至る。王充の論衡に云ふ「會稽の孟章の父英、郡の決曹掾と爲る。郡將無辜を搦殺し、英引きて己が罪と爲し、將に代はり死す。章の郡功曹と爲るや、太守に従ひ賊を討ち、賊の迫る所と爲り、亦

た將に代はりて死す。」と。後漢書に「臧^{*}洪 太守張超置く所の功曹と爲る。超遣りて幽州に詣らしむ。道に中りて袁紹の留む所と爲り、洪を以て東郡太守と爲す。會^{*}曹操 超を圍めば、洪 師を紹に乞ひ以て超を救はんとす。紹許さず。超竟に破滅す。洪乃ち紹と絶つ。紹 兵を興こし之を圍み、城破れ執はるに至るも悔いず、卒に死を以て殉ず。」と。「公孫瓚初めて劉太守の郡吏と爲り、太守 事に坐し日南に徙る。瓚 先人の塚を祭りて曰く「昔は人の子爲り、今は人の臣爲り、當に日南に詣るべし。今先人と此に辭さん。」と。遂に太守に隨ひ往く。」と「亦た魏志に見ゆ」。「太守歐陽歙督郵の繇延を擧げんと欲す。主簿將に延を引き上げんとするも、郡吏の鄧曄起ちて言ひて曰く「延は資性貪邪、明府 惡を以て善と爲し、主簿 直を以て曲に従ふ。此れ既に君無く亦た復た臣無し。」と。」と。則ち并びに顯然として君臣の稱有るなり。「劉^{*}表 從事の韓嵩を遣り許に詣り以て虚實を觀しめんと欲す。嵩曰く「若し京師に至りて天子 一職を假せば、則ち天子の臣・將軍の故吏と成るのみ。復た將軍の爲に死する能はざるなり。」と。」と。更に見る可し、未だ朝に仕へざる者、猶ほ私臣と爲るなり。甚だしきは舉主及び長官の爲に持服する者有るに至る。苟^{*}爽は司空袁逢の辟す所の有道と爲り、應ぜざるも逢卒するに及び爽制服すること三年。桓^{*}鸞は太守向苗の擧ぐる所の孝廉と爲り、膠東令に除せらる。始めて官に到るも苗卒すれば、鸞即ち官を去り喪に奔り三年を終ゆ。此れ舉主の爲に持服する者なり。王^{*}吉誅せられ故人敢へて至る者莫し。獨り屬吏の桓典のみ收斂歸葬し服喪すること三年。劉^{*}瓚 冤を以て死す。王允 瓚の吏と爲り、獨り隨ひて京に至り送喪し、其の家に還り三年を終へ乃ち歸る。此れ長の爲に吏として持服する者なり。後魏書に「公孫邃 青州刺史と爲り卒し、佐吏 服す所を疑す。詔して曰く「主簿近代相承け斬に服し葬を過ぐれば便ち除く。故事の如くす可し。自餘は服する無し。殊に寥寥たるを覺ゆるも、齊衰三月とす可し。」と。」と。則ち知己に感恩し私かに自ら服を制するの例は、且つ朝聽に上達し、詔を發し定令と爲すに至るなり。南史に「宋^{*}の武陵王誕反し、或ひと其の長史范義に出走を勸む。義曰く「吾れ人の吏なり。吏は以て君に叛す可からず。」と。」と。柳慶遠傳に「梁武初め

雍州刺史と爲り慶遠を睥し別駕と爲す。慶遠人に謂ひて曰く「天下方に亂れんとす、霸を定むる者は其れ吾が君に在るか。」と。因りて誠を盡くして協贊し、遂に帝業を成す。」と。見る可し、六朝猶ほ漢時の長官自ら吏を置く得たるの制に沿ひ、而して置く所の者の爲に輒ち君臣の分有り。節を抱く者能く患難に周旋すと雖も、究に何ぞ公家に益せんや。桀黠なる者は且に心を其の主に傾くに至らんとし、慶遠等の如きは死力を出だし以て朝廷に抗ふ。此れ又長官自ら吏を置くを得るの流弊なり。甯人但だ後世の選法は人を得るを盡さざるを見、而して以て古制に如かずと爲すも、抑々古制に復た用ふ可からざる者有るを知る。唐の時固より亦た嘗て睥吏の法を兼用す。然れども韋皋の如きは蜀に在りて幕僚は官顯なりと雖も朝に入らしめず、即ち署して屬の州刺史と爲し、竟に終身天子に見えざる者有り。特だに此のみならざるなり。朔方節度使安思順、李光弼を表し副知留後事と爲し、白敏中、鄆節度使と爲り亦た蔣將を表して副と爲す。是れ節度副使も亦た藩鎮に由り自ら置くを得るなり。安祿山の能く叛するや、豈に數年前蕃將を以て漢將に易ふるを請ふを以ての故に、廣く腹心を樹つるを得、一朝事を擧げて争ひて效力を爲し、遂に兩京を傾陥し唐祚幾ど覆るに至るに非ざるや。故に德宗晩年方鎮の副使は多く自ら朝より選びて一日變有るを防ぎ、則ち就授に節制を以てするは、蓋し深く威柄の下移し尾大の漸を致し易きを慮ればなり。

【語注】

○魏元同疏し……『新唐書』卷一百一十七、魏玄同列傳第四十二に、「再遷吏部侍郎。永淳元年、詔與中書・門下同承受進止平章事、封鉅鹿男。上疏言選舉法弊曰「方今人不加富・盜賊未衰・禮誼寢薄者、下吏不稱職、庶官非其才、取人之道有所未盡也。……夏・商以前、制度多闕。至周煥然可觀。諸侯之臣不皆命天子、王朝庶官不專一職。穆王以伯冏爲太僕正、命曰「慎簡乃僚。」此乃自擇下吏之言也。太僕正、特中大夫耳、尙以僚屬委之、三公・九卿亦當然也。故太宰・

内史竝掌爵祿廢置、司徒・司馬別掌興賢詔事、是分任羣司而統以數職、王命其大者、而自擇其小者。漢制、諸侯自置吏四百石以下、其傳・相。大臣則漢爲置之、州郡掾史・督郵・從事、悉任之牧守。……。」と有る。『舊唐書』魏玄同傳にも類似の文を見られるが、周漢の沿革の次序が異なる。なお、伯罔云々は『尙書』周書罔命に據る。○漢初の諸侯……『漢書』卷三十八、高五王傳第八の贊に「悼惠之王齊最爲大國。以海內初定子弟少、激秦孤立亡藩輔、故大封同姓以填天下。時諸侯得自除御史大夫羣卿以下衆官如漢朝、漢獨爲置丞相。自吳楚誅後、稍奪諸侯權、左官附益阿黨之法設。其後諸侯唯得衣食租稅、貧者或乘牛車。」と有る。○景帝吳楚の……『通典』卷第十四、選舉典二、歷代制中、北齊に「漢初、王侯國百官皆如漢朝、唯丞相命於天子、其御史大夫以下皆自置。及景帝懲吳楚之亂、殺其制度、罷御史大夫以下官。至武帝又詔「凡王侯吏職秩二千石者、不得擅補。其州郡佐吏、自別駕・長史以下、皆刺史・太守自辟。」歷代因而革。」と有る。○故に通典に……『通典』に見える四百石の吏への言及は、『通典』卷第十七、選舉典五、雜議論中、大唐一に「武太后臨朝垂拱中、納言魏玄同以爲吏部選舉未盡得人之術、上疏曰」と始まる魏玄同の上疏の文中に見える例であり、『舊唐書』魏玄同傳にも略同文を見ることができ、内容的には先の注に引いた『新唐書』本傳と大差ない。趙翼がここで「通典」と名指す理由は未詳。○和帝陳寵に……『後漢書』循吏列傳第六十六、王渙傳に「爲太守陳寵功曹、當職割斷、不避豪右。寵風聲大行、入爲大司農。和帝問曰、在郡何以爲理。寵頓首謝曰、臣任功曹主渙以簡賢選能、主簿鐔顯拾遺補闕、臣奉宣詔書而已。」帝大悅。渙由此顯名。」と有る。○鮑宣豫州牧……『漢書』卷七十二、鮑宣傳第四十二に「遷豫州牧。歲餘、丞相司直郭欽奏「宣舉錯煩苛、代二千石署吏聽訟、所察過詔條。行部乘傳去法駕、駕一馬、舍宿鄉亭、爲衆所非。」宣坐免。歸家數月、復徵爲諫大夫。」と有り、州牧の鮑宣が郡太守に代わり吏を任命したことが、越權行爲として弾劾されている。○漢時は惟だ……『通典』卷第三十三、職官典十五、州郡下、縣佐、總論に「漢縣有丞・尉及諸曹掾。」と有り、その自注に「多以本郡人爲之、三輔則兼用他郡。及隋氏革選、盡用他郡人。」と

有る。○黃霸は淮陽：—『漢書』卷八十九、循吏傳第五十九、黃霸傳に「黃霸字次公、淮陽陽夏人也。以豪桀役使徒雲陵。霸少學律令、喜爲吏。武帝末以待詔入錢賞官、補侍郎謁者、坐同產有罪劾免。後復入穀沈黎郡、補左馮翊二百石卒史。馮翊以霸入財爲官、不署右職、使領郡錢穀計。」と有り、顏師古注所引如淳の注に「三輔郡得任用它郡人、而卒史獨二百石、所謂尤異者也。」と有る。黃霸傳に「以豪桀役使徒雲陵」と有るのは、『漢書』卷六武帝紀太始元年に「徙郡國史民豪桀于茂陵・雲陵。」と有るのがそれに當たろうが、同本紀に顏師古が「此當言雲陽、而轉寫者誤爲陵耳。茂陵帝自所起、而雲陽甘泉所居、故總使徙豪桀也。鉤弋趙婕妤死、葬雲陽、至昭帝即位始尊爲皇太后而起雲陵。武帝時未有雲陵。」と注するように、「雲陵」は「雲陽」の誤り。師古注に有るよう、この「雲陽」に趙婕妤が葬られ、昭帝期に陵墓が造營されて「雲陵」となる。ともあれ黃霸傳にはすでに雲陽（雲陵。左馮翊に屬す。『漢書』地理志上）に移住していたが、如淳等には「他郡人」として扱われている。○京房魏郡太：—『漢書』卷七十五、京房傳第四十五に「元帝於是以前爲魏郡太守、秩八百石、居得以考功法治郡。房自請、願無屬刺史、得除用它郡人、自第吏千石已下、歲竟乘傳奏事。天子許焉。」と有る。○今刺史府の：—『周書』卷二十三、蘇綽列傳第十五に「太祖方欲革易時政、務弘疆國富民之道。故綽得盡其智能、贊成其事。減官員、置二長、并置屯田以資軍國。又爲六條詔書、奏施行之。其一先治心曰……其四擢賢良曰「天生蒸民、不能自治、故必立君以治之。人君不能獨治、故必置臣以佐之。上至帝王下及郡國、置臣得賢則治、失賢則亂。此乃自然之理、百王不能易也。今刺史守令、悉有僚吏、皆佐治之人也。刺史府官則命於天朝、其州吏以下竝牧守自置。自昔以來州郡大吏、但取門資、多不擇賢良。末曹小吏唯試刀筆、竝不問志行。」と有る。○劉炫牛宏に：—『隋書』卷七十五、儒林列傳第四十、劉炫傳に「煬帝即位、牛弘引炫修律令。高祖之世、以刀筆吏類多小人、年久長姦、勢使然也。又以風俗陵遲、婦人無節。於是立格、州縣佐史、三年而代之、九品妻無得再醮。炫著論以爲不可、弘竟從之。諸郡置學官、及流外給廩、皆發自於炫。弘嘗從容問炫曰「案周禮士多而府史少、今令史百倍於前、判

官減則不濟、其故何也。」炫對曰「古人委任責成、歲終考其殿最、案不重校、文不繁悉、府史之任、掌要目而已。今之文簿、恆慮覆治、鍛鍊若其不密、萬里追證百年舊案、故諺云老吏抱案死。古今不同、若此之相懸也、事繁政弊、職此之由。」弘又問「魏齊之時、令史從容而已、今則不遑寧舍、其事何由。」炫對曰「齊氏立州不過數十、三府行臺、遞相統領、文書行下、不過十條。今州三百、其繁一也。往者州唯置綱紀、郡置守丞、縣唯令而已。其所具僚、則長官自辟、受詔赴任、每州不過數十。今則不然、大小之官、悉由吏部、織介之迹、皆屬考功、其繁一也。省官不如省事、省事不如清心。官事不省而望從容、其可得乎。」弘甚善其言而不能用。納言楊達舉炫博學有文章、射策高第、除太學博士。歲餘、以品卑去任、還至長平、奉勅追詣行在所。或言其無行、帝遂罷之、歸于河間。」と有る。○沈既濟の疏……『通典』卷第十八、選舉典六、雜議論下、大唐二、沈既濟議、選舉雜議凡七條の五に「或曰、今人多情、故吾忍許其選吏、必綱紀素失、不如今日之有倫也。答曰、不假古義、請徵目前以明之。今諸道節度・都團練・觀察・租庸等使、自判官・副將以下、皆使自銓擇、縱其間或有情故、大舉其例、十猶七全。則辟吏之法見行於今、但未及於州縣耳。利害之理、較然可觀、何紀之失、何綱之紊。嚮令諸使僚佐、盡授於選曹、則安獲鎮方隅之重、理財賦之殷也。」と有る。○依桂管觀察……『新唐書』卷一百一十八、韓思復列傳第四十三、韓休傳に「累遷桂管觀察使。部二十餘州、自參軍至縣令無慮三百員、吏部所補纔十一、餘皆觀察使商才補職。」と有る。なお『舊唐書』本傳にも類似の文は見える。○顧甯人之を……『日知錄』卷十二、選補を指す。また、本節前半の大部分は『日知錄』卷十一、掾屬に類似の引用を見ることが出来る。○晉欒盈を殺……『國語』卷第十四、晉語八に「欒懷子之出、執政使欒氏之臣勿從、從欒氏者爲大戮施。欒氏之臣辛俞行、吏執之獻諸公。公曰「國有大令、何故犯之、」對曰「臣順之也、豈敢犯之。執政曰無從欒氏而從君。是明令必從君也。臣聞之曰、三世事家君之、再世以下主之。事君以死、事主以勤、君之明令也。自臣之祖以無大援於晉國、世隸於欒氏、於今三世矣、臣故不敢不君。今執政曰不從君者爲大戮。臣敢忘其死而叛其君、以煩司寇。」公說、固止之、不可、厚賂之。

辭曰「臣嘗陳辭矣、心以守志、辭以行之、所以事君也。若受君賜、是墮其前言。君問而陳辭、未退而逆之、何以事君。」君知其不可得也、乃遣之。」と有る。なお、この時欒懷子（欒盈）が追放されたために、欒氏の臣はそれを追うことを禁じられたのであり、趙翼が「晉殺欒盈」とするのは誤り。○魯の昭公季……『春秋左傳』昭公二十五年秋に見える。なお發話者は叔孫氏の御者ではなく、叔孫氏の司馬。○王充の論衡……卷第十八、齊世第五十六に見える。○臧洪太守張……『後漢書』臧洪列傳第四十八に見える。また、『三國志』卷七魏書七、臧洪傳第七にも見える。○公孫瓚初め……『後漢書』公孫瓚列傳第六十三に「舉上計吏。太守劉君坐事檻車徵、官法不聽吏下親近、瓚乃改容服、詐稱侍卒、身執徒養、御車到洛陽。太守當徙日南、瓚具豚酒於北芒上、祭辭先人、酌觴祝曰「昔爲人子、今爲人臣、當詣日南。日南多瘴氣、恐或不還、便當長辭墳塋。」慷慨悲泣、再拜而去、觀者莫不歎息。既行、於道得赦。」と有るが、『三國志』魏書卷八魏書八、公孫瓚傳第八に「後復爲郡吏。劉太守坐事徵詣廷尉、瓚爲御車、身執徒養。及劉徙日南、瓚具米肉、於北芒上祭先人、舉觴祝曰「昔爲人子、今爲人臣、當詣日南。日南瘴氣、或恐不還、與先人辭於此。」再拜慷慨而起、時見者莫不歎歔。劉道得赦還。」と有り、魏志の句作りの方が趙翼の引用に近い。○太守歐陽欽……『後漢書』鄧暉列傳第十九に「太守歐陽欽請爲功曹。汝南舊俗、十月饗會、百里內縣皆齋牛酒到府讌飲。時臨饗禮訖、欽教曰「西部督郵蘇延、天資忠貞、稟性公方、摧破姦凶、不嚴而理。今與衆儒共論延功、顯之于朝。太守敬嘉厥休、牛酒養德。」主簿讀書教、戶曹引延受賜。暉於下坐愀然前曰「司正舉觥、以君之罪、告謝于天。案延資性貪邪、外方內員、朋黨構姦、罔上害人、所在荒亂、怨慝竝作。明府以惡爲善、股肱以直從曲、此既無君、又復無臣、暉敢再拜奉觥。」欽色慙動、不知所言。」と有る。○劉表從事の……『後漢書』劉表列傳第六十四下に見える。○荀爽は司空……『後漢書』荀淑列傳第五十二、荀爽傳に「後遭黨錮、隱於海上、又南遁漢濱、積十餘年。以著述爲事、遂稱爲碩儒。黨禁解、五府竝辟、司空袁逢舉有道不應。及逢卒、爽制服三年、當世往往化以爲俗。」と有る。○桓鸞は太守……『後漢書』桓榮列傳第二十七、桓鸞傳に「年

四十餘、時太守向苗有名迹、乃舉鸞孝廉。遷爲膠東令、始到官而苗卒、鸞卽去職奔喪、終三年然後歸。淮汝之間高其義。」と有る。○王吉誅せらるる――『後漢書』桓榮列傳第二十七、桓典傳に「舉孝廉爲郎。居無幾、會國相王吉以罪被誅。故人親戚莫敢至者、典獨弃官收斂歸葬、服喪三年、負土成墳、爲立祠堂、盡禮而去。」と有る。○劉瓚冤を以て――『後漢書』卷六十六、王允列傳第五十六に「年十九、爲郡吏。時小黃門晉陽趙津貪橫放恣、爲一縣巨患、允討捕殺之。而津兄弟諂事宦官、因緣譖訴、桓帝震怒、徵太守劉瓚、遂下獄死。允送喪還平原、終畢三年、然後歸家。復還仕郡。」と有る。○公孫邃青州――『魏書』卷三十三、公孫表列傳第二十一、公孫邃傳に「太和十九年、卒於官。高祖在鄴宮、爲之舉哀。時百度唯新、青州佐吏疑爲所服。詔曰「今古時殊、禮或隆殺。專古也理與今違、專今也大乖曩義。當斟酌兩途、商量得失、吏民之情亦不可苟順也。主簿、近代相承服斬、過葬便除、可如故事。自餘無服、大成寥落、可準諸境內之民、爲齊衰三月。」と有る。○宋の武陵王――『南史』卷十四、宋宗室及諸王列傳下第四、宋文帝諸子、竟陵王誕傳に該當する記述無し。『宋書』卷七十九、文五王列傳第三十九、竟陵王誕傳に、「誕又加申靈賜左長史、王璵之右長史、范義左司馬、左將軍、孟玉秀右司馬、右將軍。范義母妻子竝在城內、有勸義出降、義曰「我人吏也、且豈能作何康活邪。」義字明休、濟陽考城人也。早有世譽。」と有るが、『資治通鑑』卷第一百二十九、宋紀十一、世祖孝武皇帝下、大明三年に「誕以中軍長史濮陽范義爲左司馬義母妻子皆在城內、或謂義曰「事必不振、子其行乎。」義曰「吾人吏也、子不可以棄母、吏不可以叛君。必若何康之而活、吾弗爲也。」と有り、こちらのほうが趙翼の引用に近い。○柳慶遠傳に――『南史』卷三十八、柳元景列傳第二十八、柳慶遠傳に「慶遠字文和、元景弟子也。……後爲襄陽令。梁武帝之臨雍州、問京兆人杜暉求州綱紀、暉言慶遠。武帝曰「文和吾已知之、所問未知者耳。」因辟爲別駕。慶遠謂所親曰「天下方亂、定霸者其吾君乎。」因盡誠協贊。」と有る。○韋皋の如き――『新唐書』卷二百五十八、韋皋列傳第八十三に「皋治蜀二十一年、數出師、凡破吐蕃四十八萬、禽殺節度、都督、城主、籠官千五百、斬首五萬餘級、獲牛羊二十五萬、收器械六百三十萬、

其功烈爲西南劇。善拊士、至雖昏嫁皆厚資之、嬖給錦衣、女給銀塗衣、賜各萬錢、死喪者稱是。其僚掾官雖顯、不使還朝、卽署屬州刺史、自以侈橫、務蓋藏之。」と有る。○朔方節度使——『新唐書』卷一百三十六、李光弼列傳第六十一に「朔方節度使安思順表爲副、知留後事、愛其材、欲以子妻之、光弼引疾去。隴右節度使哥舒翰異其操、表還長安。」と有る。○白敏中郇甯——『新唐書』卷一百三十二、蔣乂列傳第五十七、蔣伸傳に「伸字大直、第進士。大中二年、以右補闕爲史館脩撰、轉駕部郎中、知制誥。白敏中領郇甯節度、表伸自副、加右庶子。」と有る。○德宗晚年方——『舊唐書』卷一百一十三、裴遵慶列傳第六十三、裴向傳に「德宗季年、天下方鎮副倖多自選于朝、防一日有變、遂就而授之節制。」と有る。

【現代語譯】

漢代の郡太守や國相はいずれも自ら吏を置いた。思うに、依然として周制を踏襲していたのであろう。『新唐書』に「魏元同が上疏して「周の穆王は伯冏を太僕正に任じて、慎重にお前の僚屬を選べと命じました。これは本人に自ら下吏を選ばせているのです。『周禮』の太宰や内史とともに爵祿や廢置を職掌とし、司徒や司馬は興賢や詔事を職掌としています。これは役割を羣臣に分け、いくつかの官職でそれを統轄しているのです。漢代の諸侯は自ら四百石以下の吏を置き、傳・相・大臣については朝廷が置き、州郡の掾吏・督郵・從事は州牧や郡太守自らがこれを置きました。」と言った。」と有る。考えてみるに、『漢書』高五王傳の贊には「漢初の諸侯は自ら御史大夫・羣卿以下を置くことができ、漢（の朝廷）はただ（諸侯の）丞相を置くことができただけだった。」と有る。これは諸侯はさらに御史大夫等の官を置くことができたのである。杜佑の『通典』に「景帝は吳楚の亂に懲り、（諸侯の）御史大夫以下を罷免して置かせなかった。武帝も又詔してすべての王侯の秩二千石の吏職の者については自ら置けないようにした。」と有る。つまり制度は次第

に厳くなっていたのであろう。しかしながら（諸侯は）まだ二千石以下の官を置くことができた。そのため『通典』にも「自ら四百石の吏を置く」と言うのである。これらは諸侯の國では自ら吏を置いた前例である。『後漢書』に「和帝が陳寵に郡では何を常理としていたのかと問ふと、臣は功曹の王渙に任せて賢人や能力の有る者を選ばせましたと答えた。」と有り、「鮑宣が豫州牧と爲ると、（丞相司直の）郭欽は鮑宣の任免が厳しく、郡太守に代つて吏を任命している」と上奏した。」と有る。これはつまり吏を置くことは郡太守の職權であり、州牧ですら侵すことができなかったのである。これらは郡太守が自ら掾屬を置いた前例である。又、郡太守が掾屬を置くには、すべて本郡の人を採用する。杜氏の『通典』に「漢代はただ三輔のみ他郡の人を兼用することを許した。」と有る。考えてみるに『漢書』循吏傳に「黃霸は淮陽の人で、左馮翊二百石の卒史に補任された。」と有り、如淳は「三輔の郡は、他郡の人を用いることができた。」と注している。その他の郡では異なったのである。「京房は魏郡太守となると、自ら他郡の人を除任して用いることができるように請願した。」と有る。他郡の人を用いようとして、そこでわざわざ奏請しているのである。この例からは掾屬については必ず本郡の人を用いたという事が最もよく分かる。魏晉六朝期も州牧・郡太守については自ら吏を置く制度に則った。『周書』蘇綽傳に「今の刺史府の官は朝廷に任命され、その州の吏以下はすべて州牧・郡太守自らが置いている。」と言っている。これはつまり北周の時でも状況は異ならなかったということである。『隋書』に「劉炫は牛弘に「以前は州にはただ主簿を置き、郡には守丞を置き、縣には令を置くだけでした。その他の官員は（それぞれの州郡の）長官自らが辟召しました。今は官の大小を問わずすべて吏部の任官で行われています。」と答えた。」と有る。これに據れば天下の官員全てが吏部によつて選任される制度となるのは、なんとも隋代から始まっているのだ。唐代にはまた漢制を兼用した。沈既濟の疏には「今諸道の節度・都團練・觀察・租庸等の使は、判官・副將以下をすべて自ら選任させています。つまり（長官が自ら）吏を辟召する法はすでに今試用されていますが、まだ州・縣には及んでいない

のです。」と言っている。韓休傳には「韓休は桂管觀察使となつた。管轄の二十餘州は、參軍から縣令までの三百餘員のうち、吏部が補任しているのはわずかに十分の一であつた。(吏部の補任の)他はすべて觀察使が當人の才能を見定めて官職に補任しているため、さらには州・縣の各官もまた觀察使に置かれていた。」と有る。顧炎武はこれらの文章を引いて、古代に吏を任命して適當な人物を得ていたことは、すべてこのようであつたとしている。しかしそれはまたいきすぎた考えである。吏が吏部の選任によつて行われることは朝廷の權限であり、臣下に移すものではない。もし(州郡縣の)長官の辟召や任官をゆるすのであれば、道徳が衰えた時代に權威へ擦り寄つたり賄賂が横行する風潮については言うまでもなく、必ずや過剰な例として、それらの中で賢者や智者と呼ばれている者であつても、多くの者が意氣が通じ微恩を受けたことから私的な思いを遂げるのである。史書が載せる屬吏の長官に對する態度を見ると、そこにはすでに君臣の義と見なせるものがある。それが變らないまま後世にまで及ぶと、朋黨を結成して一族を助け公義に背かない者はいなかつた。春秋時代、晉は欒盈を殺す(實際には追放する)と欒氏の臣下に欒盈に追従することを禁じた。欒氏の臣の辛俞は(欒盈を追つて)行こうとして(捕まり)「三代その家に仕えれば(その家の當主を)君として(仕え)、二代以下でも主とする。臣の祖父から代々欒氏に仕えて今(の私で)三代である。それをどうして(君主のために)死ぬことを恐れて君主に背けようか。」と言つた。魯の昭公が季孫氏を攻めると、孟孫・叔孫氏は季孫氏を救おうとした。叔孫氏の御者が「我々は(叔孫氏の)家の臣である。公の家なぞなんだというのか。季孫氏がいるのといないのとは、我々にとつてどちらが得か。」と言つと、(叔孫氏の臣は)皆「季孫氏がいなければ叔孫氏も存續し得ない。」と言ひ、御者は「ならば季孫氏を救おう。」と言つた。こうして包圍の西北の隅を突いて季孫氏の邸内に入り、昭公はその後敗れた。これは春秋時代には、すでにこのように家の臣がその主に従つて公の家(に仕えること)を忘れていたのである。東漢になると、志節によつて憐れみ、さらに甘んじて殉身する者が表れるようになる。王充の『論衡』に「會稽の孟章

の父孟英は、郡の決曹掾となつた。郡太守が無辜の民を打ち殺すと、孟英は責任を取つて己の罪として、太守に代わつて死んだ。孟章が郡の功曹となると、太守に従つて賊を討伐し、賊に迫られると、彼もまた太守の代わりに死んだ。」と有る。『後漢書』に「臧洪は太守の張超が任命した功曹になつた。張超は臧洪を幽州に行かせた。道中袁紹に留められ、袁紹は臧洪を東郡太守にした。たまたま曹操が張超を包圍して攻めたので、臧洪が兵を袁紹に求めて張超を救おうとした。袁紹はそれを許さなかつた。張超は死んでしまつた。そうして臧洪は袁紹と仲違ひした。袁紹は軍を出して臧洪を包圍し、城が陥落して臧洪は捕らえられてしまつたが後悔することなく、とうとう張超に殉じて死んだ。」と有る。「公孫瓚が初めて劉太守の郡吏になると、太守はある事件に連坐して日南に流された。公孫瓚は先祖の墓を祭つて「昔は人の子であつたが、今は人の臣であり、日南に行かねばならない。今先祖とここにお別れしよう。」と言ひ、そのまま太守に随つて行つた。」と有り『三國志』の魏志にも見える、「太守の歐陽歙が督郵の繇延を推舉しようとした。主簿が繇延を引き立てようとしたが、郡吏の鄧擘は立ち上がつて「延は貪欲な性格であるのに、太守は悪を善として、主簿は誤り従つてゐる。これでは君も臣も有つたものではない。」と言つた。」と有るのは、共に明らかに君臣の呼稱が用いられてゐる。「劉表が従事の韓嵩を派遣して許に行かせて虚實を見定めようとした。韓嵩は「もし都に着いてから天子に任官されれば、それは天子の臣となるのであつて、將軍に對しては元の屬吏となつてしまひます。それではもう將軍のために死ぬことはできませんまい。」と言つた。」と有る。ここには更に、朝廷に仕えていない者は、まだ私臣であつたことが分かる。甚だしい例としては推舉した者や所屬の長官のために喪に服する者が登場するようになる。荀爽は司空の袁逢に有道として辟召され、それには應じなかつたが袁逢が没すると三年の喪に服した。桓鸞は太守の向苗に孝廉として推舉され、膠東縣令に除任された。桓鸞は着任したが向苗が没したので、すぐに官を辭し喪事に赴き、三年の喪を終えた。これらは推舉した者のために喪に服した者である。王吉が誅殺されても驅けつける知り合ひはいなかつた。ただ屬

吏の桓典だけが王吉を納棺して故郷に歸り埋葬し、三年の喪に服した。劉瓚が冤罪で死ぬと、王允は劉瓚の吏であったので、一人京に赴き劉瓚の遺體を送つて家に歸らせ、三年の喪を終えてから自らの故郷に歸つた。これらは所屬の長官のために吏の立場で喪に服する者である。『北魏書』に「公孫邃が青州刺史として没すると、僚屬は喪に服す範圍が分からなくなった。詔が「主簿は近代以來父母同様に喪に服すが埋葬が濟めば喪服を解いてよい。舊例のようにせよ。その他の者が服すことはない。特に心に堪えぬという者は、曾祖父同様の喪に三ヶ月服せ。」と下された。」と。つまり知己に恩を感じて私的に喪に服すことを規定していた前例は、さらに上聞に達し、詔によって定令となつたのである。『南史』に「宋の武陵王誕が反亂を起こすと、ある人が誕の長史の范義に逃亡するように勧めた。范義は「私は人の吏である。吏は君に逆らうことができない。」と言つた。」と有る。柳慶遠傳には「梁の武帝はじめ雍州刺史となると、慶遠を辟召して別駕とした。慶遠は人に「天下は今にも亂れようとしている、そこで霸を稱えるのは吾が君だろるか。」と言つた。そこで誠心誠意武帝を助け、ついに帝業を成し遂げた。」と有る。六朝ではまだ漢代の長官が自ら吏を置くことができる制度を踏襲しており、また任用した者のために君臣の分を辨える者達がいたことが分かる。こうした忠節を抱く者は患難に當たつて奔走することができようが、いったい公儀に對して裨益することは無い。狡猾な者がその主君に心を寄せるようになると、慶遠等は死力を盡くして朝廷に逆らつたのである。これもまた長官自らが吏を置くことができた弊害である。顧炎武はただ後世の選舉の方法では必ずしも人物を得られないことを見て、そこで古制の方が優れていると考へたのであるが、そもそも古制にも採用できないものが有ることが分かる。唐代には一時期辟召して吏に任じる方法が兼用されていた。しかしながら韋皋などは蜀を治めてその幕僚が高官に上つても入朝させず、屬州の刺史に任じると、ついに最期まで天子に拜謁したことのない者までいた。この韋皋と州刺史の例だけではない。朔方節度使の安思順は李光弼を表奏して副知留後事にし、白敏中は邠甯節度使となると蔣伸を表奏して副官にした。これはつまり節度副

使もまた各藩鎮の都合で節度使が自ら置くことができたのである。安祿山が叛亂を起こせたのは、その數年前に漢將を蕃將に變更することを請願したからであり、それによつて廣範圍に腹心を配置することができ、いざ決起すれば彼らが争うように戦功を擧げ、そのまま兩京を陥落させて唐の命脈をほとんど絶つのに至つたのではなかつたか。だからこそ徳宗が晩年に方鎮の副官の多くを自ら朝廷で選んで急變有ることを防ぎ、つまりはそれらの就官授任に制限を設けたこととは、恐らく天子の權限が臣下に移ることで本末を失しやすくなることを深く憂慮したからであらう。

(大兼健寛・田中良明)

〔原文〕

8 漢初分郡之大

漢初設郡所重者中原之地故布置密而幅員較小自京兆馮翊扶風所統外如河東太原上黨雲中雁門代郡定襄則今之山西省也河南河內陳留潁川汝南南陽魏郡則今之河南省也齊燕之地亦彷彿計今一省之地漢時本有八九郡兼有王侯國在其間原不甚稀濶若會稽郡則幾及今之江浙二省南郡江夏二郡則即今之湖北一省桂陽武陵零陵三郡則今之湖南一省廬江九江豫章三郡則今之江西一省南海鬱林蒼梧合浦四郡則今之廣東西二省遼東遼西元菟樂浪四郡則今之關東及高麗一國蓋其時蠻夷之地甫經開闢人戶稀少賦稅訟獄亦皆輕減故疎濶如此〔懶真子錄亦云漢郡之大只以會稽一郡考之縣二十有六吳即蘇州也烏傷即婺州也毘陵即常州也山陰即越州也由拳即秀州也太末即衢州也烏程湖州也餘杭杭州也鄞四明也以此考之即今浙東西之地乃漢一郡耳〕至三國時則漸分裂如吳志孫策自領會稽太守以朱治爲吳郡太守則漢時會稽一郡之地已分爲二又夏侯元傳萬戶之縣名之郡守五千以上名之都尉千戶以上令長如故則其地之小益可見矣

【書下二】

8 漢初分郡の大

漢の初め郡を設くるに重んずる所は中原の地なり。故に布置すること密なるも幅員たか較小さし。京兆・馮翊・扶風統べる所より外、河東・太原・上黨・雲中・雁門・代郡・定襄の如きは則ち今の山西省にして、河南・河内・陳留・潁川・汝南・南陽・魏郡は則ち今の河南省なり。齊・燕の地も亦た此れに仿ふ。今の一省の地を計るに、漢時は本より八九郡有り、兼ねて王侯國其の間に在ること有り。原より甚だしくは稀濶ならず。會稽郡の若きは、則ち幾んど今の江浙二省に及ぶ。南郡・江夏の二郡は、則ち今の湖北一省に即くなり。桂陽・武陵・零陵の三郡は、則ち今の湖南一省なり。盧江・九江・豫章の三郡は、則ち今の江西一省なり。南海・鬱林・蒼梧・合浦の四郡は、則ち今の廣東西二省なり。遼東・遼西・元菟・樂浪の四郡は、則ち今の關東及び高麗一國なり。蓋し其の時の蠻夷の地、甫めて開闢を経て、人戸は稀少にして賦税・訟獄も亦た皆輕減す。故に疎濶なること此の如し。「懶ま眞子まに錄して亦た「漢郡の大なること只だ會稽一郡を以て之を考ふに、縣あ二十有六、吳は即ち蘇州なり、烏傷は即ち婺州なり、毘陵は即ち常州なり、山陰は即ち越州なり、由拳は即ち秀州なり、太末は即ち衢州なり、烏程は湖州なり、餘杭は杭州なり、鄞は四明なり。此れを以て之を考ずれば、即ち今の浙東西の地は乃ち漢の一郡なるのみ。」と云ふ。「三國の時に至り則ち漸く分裂す。吳志の「孫策自ら會稽太守を領するや朱治を以て吳郡太守と爲す」が如くは、則ち漢時の會稽一郡の地は已に分けて二と爲る。又、夏侯元傳に「萬戸の縣、之を郡守と名づけ、五千以上は之を都尉と名づけ、千戸以上は令長とすること故の如し。」と。則ち其の地の小なること益々見るべし。

【語注】

○高麗一國—高麗は明初にすでに李氏朝鮮となつており、趙翼當時もそれは變わらない。○懶眞子に録——『懶眞子』は宋の馬永卿の撰、五卷。卷第三に、「漢郡極大、又屬吏皆所自除、故其勢炎炎、非後世比。只此會稽郡考之、縣二十六、吳卽蘇州也、烏傷卽婺州也、毘陵卽常州也、山陰卽越州也、由拳注云「古之檇李」卽秀州也、大末衢州也、烏程湖州也、餘杭杭州也、鄞明州也。以此考之、卽今浙東西之地、乃漢一郡爾、宜乎朱買臣等爲之、氣焰赫赫如此也。」と有る。ここの「注云」は『漢書』地理志顏師古所引應劭の注。○縣二十有六—『漢書』卷二十八上地理志に「會稽郡、戶二十二萬三千三十八、口百三萬二千六百四。縣二十六、吳、曲阿、烏傷、毘陵、餘暨、陽羨、諸暨、無錫、山陰、丹徒、餘姚、婁、上虞、海鹽、剡、由拳、大末、烏程、句章、餘杭、鄞、錢唐、鄞、富春、冶、回浦。」と有る。○吳志の孫策——『三國志』卷四十六孫策傳に「吳人嚴白虎等衆各萬餘人、處處屯聚。吳景等欲先擊破虎等、乃至會稽。策曰「虎等羣盜、非有大志、此成禽耳。」遂引兵渡浙江、據會稽、屠東冶、乃攻破虎等。盡更置長吏、策自領會稽太守、復以吳景爲丹楊太守、以孫賁爲豫章太守、分豫章爲廬陵郡、以賁弟輔爲廬陵太守、丹楊朱治爲吳郡太守。」と有る。○夏侯玄傳に——『三國志』卷九夏侯玄傳に「制使萬戶之縣名之郡守、五千以上名之都尉、千戶以下令長如故。自長以上、考課遷用、轉以能升、所牧亦增、此進才效功之敍也。若經制一定、則官才有次、治功齊明。」と有る。

【現代語譯】

漢の初めの頃、郡を設置する際に重視されていたのは中原の地である。その爲、（各郡の置き方は）密集していたが、面積は少々狭かった。京兆尹・左馮翊・右扶風の各管轄領域以外で、河東郡・太原郡・上黨郡・雲中郡・雁門郡・代郡・定襄郡の邊りが今の山西省に當たり、河南郡・河内郡・陳留郡・潁川郡・汝南郡・南陽郡・魏郡の邊りが今の河南省に

當たる。齊・燕の地域も多く郡が一省に含まれている。現在の一省分の土地當たり、漢代の頃には本々八か九郡ほどが含まれていたし、更にはその間に王侯の國が含まれていた。これは決して珍しいことではない。當時の會稽郡は、ほぼ今の江蘇省・浙江省の二省に相當している。南郡・江夏郡の二郡は今の湖北省に相當している。桂陽郡・武陵郡・零陵郡の三郡は今の湖南省に相當している。盧江郡・九江郡・豫章郡の三郡は今の江西省に相當している。南海郡・鬱林郡・蒼梧郡・合浦郡の四郡は今の廣東省と廣西省の二省に相當している。遼東郡・遼西郡・玄菟郡・樂浪郡の四郡は今の關東及び朝鮮國に相當している。思うに、當時の南蠻・東夷の地はやつと開拓が始まったような地域であり、人家は稀に見る程度で、稅收や訴訟事も全て輕くて少なかった。その爲、このように大まかな配置になつていたのである。『懶眞子』に「漢代の郡が大きいことは、ただ會稽一郡だけを取り上げて考えてみても、二十六縣あるうち、吳縣は蘇州に當たり、烏傷は婺州に當たり、毘陵は常州に當たり、山陰は越州に當たり、由拳は秀州に當たり、太末は衢州に當たり、烏程は湖州に當たり、餘杭は杭州に當たり、鄞は四明に當たる。こうして漢代の郡の大きさについて考察してみると、今の浙東と浙西の地域は漢代の頃では一郡に過ぎないのである。」と記録されている。「三國の頃になると次第に（中原以外の郡でも小さく）分けられている。『三國志』の吳志に「孫策は自ら會稽太守になると、朱治を吳郡太守とした。」とあるので、漢代の會稽郡の地域は既に二分されているのである。又、『三國志』の夏侯玄傳に「萬戶の縣を郡守と呼び、五千戸以上は都尉と呼び、千戸以上が令長なのは元の通りにします。」とある。これは（三國の頃の一郡の）面積の狭さがより一層分かるものである。

（米田颯介）

【原文】

9 漢時陵寢徙民之令

漢制天子卽位卽營陵寢而徙富民以實之漢書景帝五年作陽陵募民徙陵戶賜錢二十萬武帝初置茂陵賜徙者戶錢二十萬田二頃昭帝爲母起雲陵募徙者賜錢田宅蓋其時僅徙民而不皆富人也帝又徙三輔富人平陵則漸及富民矣宣帝時募吏民貲百萬以上徙於昭帝平陵以水衡錢爲起第宅宣帝自作杜陵徙丞相下將軍列侯吏二千石貲百萬以上者則并及於達官矣元帝築壽陵乃勿徙詔曰安土重遷民之性也今使其棄墳墓破產失業非計也今所爲陵勿置縣邑使天下咸安土樂業成帝作初陵繼又改新豐戲鄉爲昌陵又徙郡國豪傑貲五百萬以上者哀帝作義陵始又詔勿徙今按主父偃傳偃奏曰茂陵初立天下豪傑兼并之家皆可徙茂陵內實京師外消姦猾上從之似此議剏於偃然車千秋傳其先齊諸田徙長陵則高祖陵已徙民矣史記籍孺閔孺皆徙家安陵則惠帝陵亦徙民矣今見於列傳者朱雲魯人魏相定陶人皆徙平陵何竝之祖父平輿人以吏二千石徙平陵平當鄭崇之祖父皆以貲百萬徙平陵蕭望之蘭陵人史丹魯人尹翁歸平陽人韓延壽燕人馮奉世潞人皆徙杜陵又有一家而數徙者金敞傳所謂近臣皆隨陵爲園邸也張湯本居杜陵地子安世在武昭宣世輒隨陵凡三徙復還杜陵杜周徙茂陵至延年又徙杜陵韋賢以昭帝時徙平陵其子元成別徙杜陵張敞之祖徙茂陵敞又徙杜陵此皆徙民故事也按漢制人君卽位卽營陵寢固是先事儲備然多入貢賦以實其中則立法甚謬晉書建興中盜發霸杜二陵多獲珍寶帝問索綝曰漢陵中物何多耶綝曰漢天子卽位一年而爲陵天下供賦三分其一入之武帝享國長久比崩而茂陵不能容物赤眉亂取陵者不能盡今猶有委積珠玉此霸杜二陵猶是儉者耳按史記孝文紀言治陵皆以瓦器不得用金銀銅錫爲飾劉向諫昌陵疏亦言孝文薄葬足以爲式而漢書張湯傳有人盜發孝文園瘞錢晉書索綝傳又有此盜發霸陵金玉之事則文帝陵藏物亦已多唐書虞世南亦謂漢家卽位之初便營陵墓三分貢賦以一人之後赤眉入長安取之累月不盡蓋漢制本如是也此則徒以耗天下之財而轉招摸金發邱之禍矣

9 漢時の陵寢徙民の令

漢制に、天子即位すれば即ち陵寢を營みて富民を徙し以て之に實つ。漢書に「景帝五年、陽陵を作り民を募りて陵に徙し、戸ごとに錢二十萬を賜ふ。」武帝初めて茂陵を置き、徙る者の戸ごとに錢二十萬・田二頃を賜ふ。」昭帝母の爲に雲陵を起し徙る者を募り錢・田・宅を賜ふ。」と。蓋し其の時僅かに民を徙すのみにして皆くは富人ならざるなり。帝又三輔の富人を平陵に徙せば、則ち漸く富民に及べり。宣帝の時、吏民の貲百萬以上を募り昭帝の平陵に徙し、水衡錢を以て第宅を起こすを爲さしむ。宣帝自ら杜陵を作り、丞相より下、將軍・列侯・吏二千石・貲百萬以上の者を徙し、則ち并びに達官に及ぶ。元帝壽陵を築き、乃ち徙ること勿からしむ。詔して曰く「土に安んじ遷るを重んずるは民の性なり。今其れをして墳墓を棄て産を破り業を失はしむるは計に非ざるなり。今爲る所の陵は縣邑を置くこと勿れ。天下をして咸土に安んじ業を樂しましめよ。」と。成帝初陵を作り、繼ぎて又新豐の戲郷を改めて昌陵と爲し、又郡國の豪傑の貲五百萬以上の者を徙す。哀帝義陵を作るや始めて又詔して徙ること勿からしむ。今主父偃傳を按ずるに「偃奏して曰く「茂陵初めて立てば、天下の豪傑兼并の家は皆茂陵に徙し、内に京師を實たし、外に姦猾を消す可し。」と。上之に従ふ。」と。此の議偃より勸むるに似たり。然れども車千秋傳に「其の先の齊の諸田は長陵に徙る。」と。則ち高祖の陵已に民を徙せり。史記に「籍孺・閼孺は皆に家を安陵に徙す。」と。則ち惠帝の陵も亦た民を徙す。今列傳に見ゆるは、朱雲は魯の人、魏相は定陶の人にして、皆に平陵に徙る。何竝の祖父は平輿の人、吏二千石なるを以て平陵に徙る。平當・鄭崇の祖父は皆に貲百萬なるを以て平陵に徙る。蕭望之は蘭陵の人、史丹は魯の人、尹翁歸は平陽の人、韓延壽は燕の人、馮奉世は潞の人、皆杜陵に徙る。又一家にして數々徙る者有り。金敞傳謂ふ所の、近臣は皆陵に隨ひ園邸を爲すなり。張湯本杜陵の地に居る。子の安世、武・昭・宣の世に在りて、輒ち陵に隨ひて凡そ三たび徙り、復た

杜陵に還る。杜周^{*}茂陵に徙り、延年に至り又杜陵に徙る。韋賢^{*}昭帝の時を以て平陵に徙り、其の子元成は別に杜陵に徙る。張敞^{*}の祖は茂陵に徙り、敞も又杜陵に徙る。此れ皆徙民の故事なり。按ずるに、漢制の人君即位するや即^{ただち}に陵寢を營むは、固よりは是れ事に先んじて儲備す。然れども多く貢賦を入れ、以て其の中を實たすものなれば、則ち法を立つるは甚だ謬りなり。晉書に「建興中、霸・杜の二陵を盜發し多く珍寶を獲。帝索^{*}緄に問ひて曰く「漢の陵中の物何ぞ多きや。」と。緄「漢の天子は即位一年にして陵を爲し、天下の供賦三分し、其の一は之に入る。武帝國を享くこと長久にして、崩ずる比茂陵物を容るること能はず。赤眉の亂、陵物を取るも盡くすこと能はず、今猶ほ珠玉を委積すること有り。此の霸・杜の二陵すら猶ほ是れ儉たる者なるのみ。」と曰ふ。」と。按ずるに、史記孝文紀に言ふ「陵を治むるに皆瓦器を以てし、金銀銅錫を用いて飾と爲すを得ず。」と。劉向^{*}の昌陵を諫むるの疏にも亦た言ふ「孝文の薄葬は以て式と爲すに足る。」と。而れども漢書張湯傳に人^{*}の孝文園の瘞錢を盜發する有り、晉書索緄傳に又此の霸陵の金玉を盜發するの事有らば、則ち文帝の陵の藏物も亦た已に多し。唐書に虞世南も亦た「漢家即位の初め便ち陵墓を營み、貢賦を三分し一を以て之に入る。後に赤眉長安に入るや、之を取ること累月なるも盡きず。」と謂ふ。蓋し漢制は本より是くの如きなり。此れ則ち徒に以て天下の財を耗して轉た金を摸り邱を發くの禍を招けり。

【語注】

○景帝五年陽陵……『漢書』卷五景帝紀に「五年春正月、作陽陵邑。夏、募民徙陽陵、賜錢二十萬。」と有る。○武帝初めて……『漢書』卷六武帝紀に「(建元三年)賜徙茂陵者戶錢二十萬・田二頃。」と有る。○昭帝母の爲……『漢書』卷七昭帝紀に「(後元二年)追尊趙婕妤爲皇太后、起雲陵。」と有る。○帝又三輔の……『漢書』卷七昭帝紀「(始元四年)徙三輔富人雲陵、賜錢、戶十萬。」と有り、平陵ではなく雲陵となっている。○宣帝の時吏……『漢書』卷八宣帝紀に「本

始元年春正月、募郡國吏民訾百萬以上徙平陵。」と有り、また「(本始)二年春、以水衡錢爲平陵徙民起第宅。」と有り。
○宣帝自ら杜……『漢書』卷八宣帝紀に「元康元年春、以杜東原上爲初陵、更名杜縣爲杜陵。徙丞相・將軍・列侯・吏二千石・訾百萬者杜陵。」と有り。○元帝壽陵を……『漢書』卷九元帝紀に「(永光四年冬十月乙丑)以渭城壽陵亭部原上爲初陵。詔曰「安土重遷、黎民之性、骨肉相附、人情所願也。頃者有司緣臣子之義、奏徙郡國民以奉園陵、令百姓遠棄先祖墳墓、破業失產、親戚別離、人懷思慕之心、家有不妥之意。是以東垂被虛耗之害、關中有無聊之民、非久長之策也。詩不云庠「民亦勞止、迄可小康、惠此中國、以綏四方。」今所爲初陵者、勿置縣邑、使天下咸安土樂業、亡有動搖之心。布告天下、令明知之。」と有り。○成帝初陵を……『漢書』卷十成帝紀に「(鴻嘉元年)壬午、行幸初陵、赦作徒以新豐戲鄉爲昌陵縣、奉初陵、賜百戶牛酒。」と有り、また「(鴻嘉二年)夏、徙郡國豪傑貲五百萬以上五千戶于昌陵。賜丞相・御史・將軍・列侯・公主、中二千石冢地・第宅。」と有り。○哀帝義陵を……『漢書』卷十一哀帝紀に「(建平二年)七月、以渭城西北原上永陵亭部爲初陵。勿徙郡國民、使得自安。」と有り、また「(元壽二年)六月戊午、帝崩于未央宮。秋九月壬寅、葬義陵。」と有り、義陵は哀帝の陵名。なお、初陵とはその皇帝が造營を始めた陵墓を指し、まだ名附けられていないため初陵といい(前注所掲『漢書』元帝紀永光四年服虔注を参照)、前注所掲『漢書』宣帝・成帝紀に見えるよう、その後縣が置かれるとともに陵名が定まっている。○偃奏して曰……『漢書』卷六十四上主父偃傳に「説上曰「茂陵初立、天下豪傑兼并之家、亂衆民、皆可徙茂陵、內實京師、外銷姦猾、此所謂不誅而害除。」上又從之。」と有り。○其の先の齊……『漢書』卷六十六車千秋傳に「車千秋、本姓田氏、其先齊諸田徙長陵。」と有り。○籍孺・閔孺は……『史記』卷一百二十五佞幸傳に「昔以色列幸者多矣。至漢興、高祖至暴抗也、然籍孺以佞幸、孝惠時有閔孺……。兩人徙家安陵。」と有り。○朱雲は魯の……『漢書』卷六十七朱雲傳に「朱雲字游、魯人也、徙平陵。」と有り。○魏相は定陶……『漢書』卷七十四魏相傳に「魏相字弱翁、濟陰定陶人也、徙平陵。」と有り。○何竝の祖父……『漢書』

卷七十七何竝傳に「何竝字子廉、祖父以吏二千石自平輿徙平陵。」と有る。○平當・鄭崇の……『漢書』卷七十一平當傳に「平當字子思、祖父以訾百萬、自下邑徙平陵。」と有り、同卷七十七鄭崇傳に「鄭崇字子游、本高密大族、世與王家相嫁娶。祖父以訾徙平陵。」と有る。○蕭望之は蘭……『漢書』卷七十八蕭望之傳に「蕭望之字長倩、東海蘭陵人也、徙杜陵。」と有る。○史丹は魯の……『漢書』卷八十二史丹傳に「史丹字君仲、魯國人也、徙杜陵。」と有る。○尹翁歸は平……『漢書』卷七十六尹翁歸傳に「尹翁歸字子兄、河東平陽人也、徙杜陵。」と有る。○韓延壽は燕……『漢書』卷七十六韓延壽傳に「韓延壽字長公、燕人也、徙杜陵。」と有る。○馮奉世は潞……『漢書』卷七十九馮奉世傳に「馮奉世字子明、上黨潞人也、徙杜陵。」と有る。○近臣は皆陵……『漢書』卷六十八金敞傳に「元帝崩、故事、近臣皆隨陵爲園郎。」と有り、「園郎」ではなく「園邸」に作る。「園郎」は、『漢書』卷一百上敘傳第七十上にも班禪について「願歸相印、入補延陵園郎」と有り、『資治通鑑』卷第三十六漢紀二十八、孝平皇帝下元始五年の同文に胡三省は「園郎、掌守園寢門戶。」と注している。○張湯本杜陵……『漢書』卷五十九張湯傳に「張湯本居杜陵、安世武・昭・宣世輒隨陵、凡三徙、復還杜陵。」と有る。○杜周茂陵に……『漢書』卷六十杜周傳「初、杜周武帝時徙茂陵、至延年徙杜陵云。」と有る。○韋賢昭帝の……『漢書』卷七十三韋賢傳「初、賢以昭帝時徙平陵、玄成別徙杜陵、病且死、因使者自白曰「不勝父子恩、願乞骸骨、歸葬父墓。」上許焉。」と有る。○張敞の祖は……『漢書』卷七十六張敞傳「張敞字子高、本河東平陽人也。祖父孺爲上谷太守、徙茂陵。敞父福事孝武帝、官至光祿大夫。敞後隨宣帝徙杜陵。」と有る。○建興中霸・杜の……『晉書』卷六十索綝傳に「時三秦人尹桓・解武等數千家、盜發漢霸・杜二陵、多獲珍寶。帝問綝曰「漢陵中物何乃多邪。」綝對曰「漢天子即位一年而爲陵、天下貢賦、三分之一供宗廟、一供賓客、一充山陵。漢武帝饗年久長、比崩而茂陵不復容物、其樹皆已可拱。赤眉取陵中物不能減半、于今猶有朽帛委積、珠玉未盡。此二陵是儉者耳、亦百世之誠也。」と有る。○陵を治むる……『史記』卷十孝文紀に「(後六年)治霸陵皆以瓦器、不得以金銀銅錫爲飾、不治墳、

欲爲省、毋煩民。」と有る。○劉向の昌陵……『漢書』卷三十六劉向傳に「久之營起昌陵、數年不成、復還歸延陵、制度泰奢。向上疏諫曰「……孝文皇帝去墳薄葬、以儉安神、可以爲則。秦昭・始皇增山厚臧、以侈生害、足以爲戒。初陵之樵、宜從公卿大臣之議、以息衆庶。」書奏、上甚感向言、而不能從其計。」とある。○人の孝文園……『漢書』卷五十九張湯傳に「會人有盜發孝文園瘞錢、丞相青翟朝、與湯約俱謝、至前、湯念獨丞相以四時行園、當謝、湯無與也、不謝。丞相謝、上使御史案其事。」と有る。○漢家卽位の……『新唐書』卷一百二虞世南傳に「上疏曰「漢家卽位之初、便營陵墓、近者十餘歲、遠者五十年。今以數月之程、課數十年之事、其於人力不亦勞矣。漢家大郡、戶至五十萬、今人衆不逮往時、而功役一之、此臣所以致疑也。」」と有り、また同傳上文の虞世南の諫言に「又漢法、人君在位、三分天下貢賦之一以入山陵。武帝歷年長久、比葬、方中不復容物。霍光暗於大體、奢侈過度、其後赤眉入長安、破茂陵取物、猶不能盡。無故聚斂、爲盜之用、甚無謂也。」と有る。

【現代語譯】

漢の制度では、天子が卽位するとすぐさま陵寢の造營を始め、富民を徙して陵寢の地域を充實させた。『漢書』に「景帝五年、陽陵を作り民を募つて陽陵の地域に移住させ、戸毎に錢二十萬を與えた。」「武帝は茂陵を設置し移住する者には戸毎に錢二十萬と田二頃を與えた。」「昭帝は母の爲に雲陵を作り、移住する者を募つて錢・田・宅を與えた。」と有る。思うに、當時は民を移住させていたというだけで、その全てが富人ではなかつたのである。昭帝はまた三輔の富人を平陵に移住させたので、次第に富民が増えるようになった。宣帝の時、吏民の中でも財産が百萬以上の者を募り昭帝の平陵に移住させ、（天子の私財である）水衡の錢を使い移民の邸宅を作らせた。宣帝は自ら杜陵を作り丞相以下、將軍・列侯・吏二千石、また財産が百萬以上の者を移住させており、これはつまり高位高官にまで及んでいるのである。二元帝

は壽陵を築くも移住させなかつた。詔して「元來の土地に安んじ移住を躊躇するのは民の本性である。今彼らに墳墓を棄て財産を喪失し職業を失わせるのは得策ではない。今作っている陵には縣や邑を設置してはいけない。天下の人々に元の土地に安んじて生業を樂しむようにさせよ。」と言つた。成帝は初陵を作り、繼いでさらに新豐の戲郷を改めて昌陵（縣）とし、さらに郡國の豪傑で財産が五百萬以上の者を移住させた。哀帝は義陵を作るとまた詔して移住させないようにした。今主父偃傳の「主父偃が奏上して「茂陵が立ちましたら、天下の豪傑や富裕の家は、皆茂陵に移住させ、内には京師を滿たし、外には小賢しい輩を排除すべきです。」と言つた。武帝はこれに従つた。」という記述を考えると、この議論は主父偃より始まっているようである。しかしながら車千秋傳に、「その先祖の齊の諸田は長陵に移住した。」と有る。そうであれば高祖の陵ではすでに民を移住させることを實施していたのである。『史記』に「籍孺・閔孺はともに家を安陵に移住している。」と有る。惠帝の陵でも民を移住させることを實施しているのである。今列傳に見えるものでは、朱雲は魯の人、魏相は定陶の人であり、ともに平陵に移住している。何竝の祖父は平輿の人で、吏二千石であつたので平陵に移住した。平當・鄭崇の祖父はともに財産が百萬であつたので平陵に移住した。蕭望之は蘭陵の人、史丹は魯の人、尹翁歸は平陽の人、韓延壽は燕の人、馮奉世は潞の人で皆杜陵に移住している。さらに同じ家の者でありながら頻繁に移住する者もいた。金敞傳に記載されている「近臣は皆陵についてゆき園邸を作つた。」と有るのがそれである。張湯をはじめ杜陵の地に居住していた。子の安世は武帝・昭帝・宣帝の世の人で、その都度陵に従い總じて三度移住して再び杜陵に還つている。杜周は茂陵に移住し、（子の）延年に至つてさらに杜陵に移住した。韋賢は昭帝の時に平陵に移住し、その子の玄成は別に杜陵に移住した。張敞の祖は茂陵に移住し、敞はまた杜陵に移住した。これは皆民を移住させた故事である。考えてみると、漢の制度で人君が即位するとすぐさま陵寢の造營を始めているのは、皇帝の崩御前から準備を進めているのである。しかしながら、その多くは民の税金を投入して費用に充ててい

るので、法を立ててまで施行するのは大きな間違いだった。『晉書』に「建興年間、霸陵・杜陵の二陵を盗掘した者の多くが珍寶を手に入れた。帝は索綝に「漢の陵中の物はどうして多いのか。」と尋ね、索綝は答えて「漢の天子は即位一年にして陵を作り、天下の税收の三分の一が費用として充てられております。武帝は在位期間が長かったので、崩御する頃には茂陵には物が收容し切れなくなっております。赤眉の亂で陵中を盗掘しても獲り盡くすことは出来ず、今もなお珠玉を積み重ねております。これら霸陵・杜陵の二陵ですらもお質素な方なのです。」と言った。」と有る。考えてみると、『史記』の孝文紀には「陵を造營する際に瓦器を用い、金銀銅錫を用いて裝飾とすることが出来なかつた。」とある。劉向の昌陵を諫める疏ではまた「孝文帝の薄葬は手本とするに十分です。」と言っている。しかしながら『漢書』張湯傳にはある人が孝文園に埋まっている錢を盗掘したとの記載があり、『晉書』索綝傳にもまた、この霸陵の金玉を盗掘する件について記載があるのであれば、文帝の陵の藏物もたいへん多かつたのである。『新唐書』では虞世南も同様に「漢家は即位するやすぐに陵墓の造營を始め、税收の三分の一を費用に充てておりました。後に赤眉が長安に入ると、盗掘すること數か月に及びましたが（陵中の物が）盡きることはありませんでした。」と言っている。思うに、漢の制度は本よりこの様なものである。これは單に天下の財を消耗するだけでなく、ますます財寶を求めて陵墓を盗掘する禍を招いたのである。

（栗栖亞矢子・米田颯介）

【原文】

10 大臣有罪多自殺

史記甯成傳是時九卿罪死即死少被刑者蓋其時大臣多自貴重不肯屈辱於獄吏故也仲長統謂賈誼感絳侯之困辱因陳大臣廉恥

之分開自裁之端自是以來遂以成俗按賈誼疏大臣有重罪則白冠髻纓「喪服也」漿水加劍造請室而請罪「示以自刎也」武帝初以文學進用趙綰王臧竇太后不好儒乃陰求綰臧罪召案綰臧即日自殺張湯被罪上使趙禹責湯湯不服禹曰天子重致君獄欲令君自爲計何對簿爲湯乃自殺後上知湯爲三長史所陷盡誅三長史而丞相莊青翟亦與三長史有謀青翟亦自殺李廣失律召對簿廣不肯對簿自殺李蔡以丞相侵廟墮地當下吏亦自殺周陽由與郡守勝屬公相許勝屠公義不受刑乃自殺蕭望之被收入獄呼朱游曰游趣和藥來遂飲鴆死朱博爲丞相坐事當詣廷尉乃自殺馮參以中山太后弟被累詣廷尉乃自殺後漢司徒劉芳策免自殺竇憲收印綬即日自殺楊震罷歸行至城西夕陽亭飲鴆自殺此皆不肯屈下失大臣體甯輕生以免辱亦一時風尙使然也後遂有以此爲例而逼令死於家者翟方進傳成帝賜册曰今賜君上尊酒十石養牛一君審處焉方進即日自殺如淳曰丞相有大罪皇帝使侍中持節乘四白馬車賜上尊酒十斛牛一頭策告殃咎使者去半道丞相即上病使者還未白事尙書即以丞相不起聞此賜死法也亦見衛宏漢官舊儀按賜牛酒本朝廷所以優大臣告病之禮史記公孫宏傳宏以病乞骸骨賜告治病牛酒雜帛居數月疾瘳仍起視事是也今賜大臣死亦用之使若病終又以全大臣之體也

【書キト一】

10 大臣罪有れば自殺多し

*史記甯成傳に「是の時九卿は死に罪せられれば即ち死すも、刑せらる者少し。」と。蓋し其の時の大臣は多く自ら貴重、獄吏に屈辱せらるるを肯ぜざるが故ならん。仲長統「賈誼絳侯の困辱に感じ、大臣の廉恥の分を陳ぶるに困り、自裁の端を開き、是より以來、遂に以て俗と成る。」と謂ふ。按ずるに賈誼の疏に「大臣に重罪有れば則ち白冠髻纓」「喪服なり」、漿水加劍し、請室に造りて罪を請ふ「以て自刎を示すなり。」と。武帝の初め文學を以て進め、趙綰・王臧を用ふるも、竇太后は儒を好まず、乃ち陰かに綰・臧の罪を求め召案し、綰・臧即日自殺す。張湯罪を被り、上趙禹

をして湯を責めしむるも湯服せず。禹曰く「天子 君を獄に致すを重んじ、君をして自ら計を爲さしめんと欲す。簿に對するを何爲せん。」と。湯乃ち自殺す。後に上湯の三長史の爲に陥れらるを知り、盡く三長史を誅す。而して丞相の莊青翟も亦た三長史と謀有り、青翟も亦た自殺す。李廣律を失し、召せられて簿に對せんとするも、廣簿に對するを肯せず、自殺す。李蔡 丞相を以て廟の墮地を侵し、吏に下さるに當たり亦た自殺す。周陽由 郡守の勝屠公と相計き、勝屠公義として刑を受けず、乃ち自殺す。蕭望之收せられて獄に入り、朱游を呼びて曰く「游よ、趣ぎ藥を和して來れ。」と。遂に鳩を飲みて死す。朱博 丞相と爲り、事に坐して當に廷尉に詣るべきも、乃ち自殺す。馮參 中山太后の弟を以て累を被り、廷尉に詣らんとし、乃ち自殺す。後漢の司徒劉芳 策免せられ自殺す。竇憲 印綬を收められ即日自殺す。楊震罷せられ歸し、行きて城西の夕陽亭に至り、鳩を飲みて自殺す。此れ皆下に屈し大臣の體を失ふを肯せず、甯ろ生を輕んじ以て辱を免がれんとす。亦た一時の風尙然らしむるなり。後に遂に此を以て例と爲し、而して逼りて家に死せしむる者有り。翟方進傳に成帝 册を賜ひて曰く「今君に上尊酒十石・養牛一を賜ふ。君審かに焉に處せ。」と。方進即日自殺す。如淳曰く「丞相 大罪有れば、皇帝 侍中を使はし節を持し四白馬車に乗り、上尊酒十斛・牛一頭を賜ひ、策もて殃咎を告げしむ。使者の去ること道に半ならんとするに、丞相即ち病と上り、使者還りて未だ事を白さざるに、尙書即ち丞相の起たざるを以て聞す。」と。此れ死を賜ふの法なり、亦た衛宏の漢官舊儀に見ゆ。按ずるに牛酒を賜ふは、朝廷の大臣の病を告ぐるに優する所以の禮に本づくなり。史記の公孫宏傳に「宏病を以て骸骨を乞ふ。治病を告げ牛・酒・雜帛を賜ふ。居ること數月、疾瘳え、仍りて起ちて事を視る。」と、是れなり。今大臣に死を賜ふに亦た之を用ふ。病もて終ふるが若くしむれば又以て大臣の體を全ふするなり。

【語注】

○史記甯成傳……『史記』卷一百二十二、酷吏列傳第六十二、寧成傳に「是時九卿罪死即死、少被刑。」と有る。○仲長統賈誼……『後漢書』列傳第三十九、仲長統傳法誠篇に「昔賈誼感絳侯之困辱、因陳大臣廉恥之分、開引自裁之端。自此以來、遂以成俗。」と有る。○賈誼の疏に……『漢書』卷四十八、列傳第十八、賈誼傳服鳥賦に「古者大臣有坐不廉而廢者、不謂不廉、曰『簠簋不飾』。……故其在大譴大何之域者、聞譴何則白冠鵲纓、盤水加劍、造請室而請舉耳。」と有る。なお、注は顏師古所引鄭氏の注に「以毛作纓。白冠、喪服也。」と有り、如淳の注に「加劍、當以自刎也。」と有る。○武帝の初め……『史記』卷十二、孝武本紀第十二に「元年、漢興已六十餘歲矣。天下又安、薦紳之屬皆望天子封禪改正度也。而上鄉儒術、招賢良、趙綰・王臧等以文學爲公卿、欲議古立明堂城南、以朝諸侯。……會竇太后治黃老言、不好儒術、使人微得趙綰等姦利事、召案綰・臧、綰・臧自殺。」と有り、『漢書』卷二十五上、郊祀志第五上に略同文有り。○張湯罪を被……『史記』卷一百二十二、酷吏列傳第六十二、張湯傳に「湯具自道無此、不服。於是上使趙禹責湯。禹至、讓湯曰「君何不知分也。君所治夷滅者幾何人矣。今人言君皆有狀、天子重致君獄、欲令君自爲計、何多以對簿爲。」湯乃爲書謝曰「湯無尺寸功、起刀筆吏、陛下幸致爲三公、無以塞責。然謀陷湯罪者、三長史也。」遂自殺。」と有り、『漢書』卷五十九、張湯傳第二十九に略同文有り。○後に上湯の……『史記』卷一百二十二、酷吏列傳第六十二、張湯傳に「乃盡案誅三長史。丞相青翟自殺。」と有り、『漢書』卷五十九、張湯傳第二十九に略同文有り。○李廣律を失……『史記』卷一百九、李將軍列傳第四十九に「廣已見大將軍、還入軍。大將軍使長史持糒醪遺廣、因問廣・食其失道狀、青欲上書報天子軍曲折。廣未對、大將軍使長史急責廣之幕府對簿。廣曰「諸校尉無罪、乃我自失道。吾今自上簿。」至莫府、廣謂其麾下曰「廣結髮與匈奴大小七十餘戰、今幸從大將軍出接單于兵、而大將軍又徒廣部行回遠、而又迷失道、豈非天哉。且廣年六十餘矣、終不能復對刀筆之吏。」遂引刀自刎。」と有り、『漢書』卷五十四、李廣傳第

二十四に略同文有り。○李蔡丞相を……『史記』卷一百九、李將軍列傳第四十九に「李蔡以丞相坐侵孝景園墾地、當下吏治、蔡亦自殺、不對獄、國除。」と有り、『漢書』卷五十四、李廣傳第二十四に「李蔡以丞相坐詔賜冢地陽陵當得二十畝、蔡盜取三頃、頗賣得四十餘萬、又盜取神道外墾地一畝葬其中、當下獄、自殺。」と有り。○周陽由郡守……『史記』卷一百二十二、酷吏列傳第六十二、周陽由傳に「由後爲河東都尉、時與其守勝屠公爭權、相告言罪。勝屠公當抵罪、義不受刑、自殺。」と有り、『漢書』卷九十、酷吏列傳第六十、周陽由傳に略同文有り。○蕭望之收せ……『漢書』卷七十八、蕭望之傳第四十八に「顯等封以附謁者、敕令召望之手附、因令太常急發執金吾車騎馳圍其第。使者至、召望之。望之欲自殺、其夫人止之、以爲非天子意。望之以問門下生朱雲。雲者好節士、勸望之自殺。於是望之叩天歎曰「吾嘗備位將相、年踰六十矣、老入牢獄、苟求生活、不亦鄙乎。」字謂雲曰「游、趣和藥來、無久留我死。」竟飲鴆自殺。」と有り。なお、師古注に據れば「游」は朱雲の字。○朱博丞相と……『漢書』卷八十三、朱博傳第五十三に「假謁者節召丞相相廷尉詔獄。博自殺、國除。」と有り。○馮參中山太……『漢書』卷七十九、馮參傳第四十九、馮參傳に「頃之、哀帝即位、帝祖母傳太后用事、追怨參姊中山太后、陷以祝詛大逆大罪、語在外戚傳。參以同產當相坐、謁者承制召參詣廷尉、參自殺。」と有り。○司徒劉芳策……『後漢書』孝和帝紀第四に「(永元九年)九月庚申、司徒劉芳策免、自殺。」と有り「芳」を「方」に作る。○竇憲印綬を……『後漢書』竇融列傳第十三、竇憲傳に「遣謁者僕射收憲大將軍印綬、更封爲冠軍侯。憲及篤・景・瓌皆遣就國。帝以太后故、不欲名誅憲、爲選嚴能相督察之。憲・篤・景到國、皆迫令自殺、宗族・賓客以憲爲官者皆免歸本郡。」と有り「即日自殺」はしていない。○楊震罷歸せ……『後漢書』楊震列傳第四十四に「震行至城西几陽亭、乃慷慨謂其諸子門人曰「死者士之常分。吾蒙恩居上司、疾姦臣狡猾而不能誅、惡嬖女傾亂而不能禁、何面目復見日月。身死之日、以雜木爲棺、布單被裁足蓋形、勿歸冢次、勿設祭祠。」因飲酖而卒。」と有り。○翟方進傳に……『漢書』卷八十四、翟方進傳第五十四に「上乃召見方進。還歸、未及引決、上遂賜冊曰「皇帝問丞相、君

有孔子之慮、孟賁之勇、朕嘉與君同心一意、庶幾有成。惟君登位、於今十年、災害竝臻、民被飢餓、加以疾疫溺死、關門牡閉、失國守備、盜賊黨輩。吏民殘賊、毆殺良民、斷獄歲歲多前。上書言事、交錯道路、懷姦朋黨、相爲隱蔽、皆亡忠慮、羣下兇兇、更相嫉妒、其咎安在。觀君之治、無欲輔朕富民便安元元之念。聞者郡國穀雖頗孰、百姓不足者尙衆、前去城郭、未能盡還、夙夜未嘗忘焉。朕惟往時之用、與今一也、百僚用度各有數。君不量多少、一聽羣下言、用度不足、奏請一切增賦、稅城郭墾及園田、過更、算馬牛羊、增益鹽鐵、變更無常。朕既不明、隨奏許可、使議者以爲不便、制詔下君、君云賣酒醪。後請止、未盡月復奏議令賣酒醪。朕誠怪君、何持容容之計、無忠固意、將何以輔朕帥道羣下。而欲久蒙顯尊之位、豈不難哉。傳曰「高而不危、所以長守貴也。」欲退君位、尙未忍。君其孰念詳計、塞絕姦原、憂國如家、務使百姓以輔朕。朕既已改、君其自思、強食慎職。使尙書令賜君上尊酒十石、養牛一、君審處焉。」方進卽日自殺。」と有る。○如淳曰く「前注所引翟方進傳の末文の顔師古注所引如淳の注に「漢儀注、有天地大變、天下大過、皇帝使侍中持節乘四白馬、賜上尊酒十斛、牛一頭、策告殃咎。使者去半道、丞相卽上病。使者還、未白事、尙書以丞相不起病聞。」と有り、『藝文類聚』卷四十五、職官部一、丞相は、同説を『漢舊儀』より引く。『漢舊儀』は後漢の衛宏の撰、又は『漢官舊儀』という。○公孫宏傳に……『史記』卷一百十二、平津侯列傳第五十二に「淮南・衡山謀反、治黨與方急。弘病甚、自以爲無功而封位至丞相、宜佐明主填撫國家使人由臣子之道。今諸侯有畔逆之計、此皆宰相奉職不稱、恐竊病死無以塞責。乃上書曰「臣聞天下之通道五、所以行之者三。……臣弘行能不足以稱、素有負薪之病、恐先狗馬填溝壑、終無以報德塞責。願歸侯印、乞骸骨、避賢者路。」天子報曰「古者賞有功、褒有德、守成尙文、遭遇右武、未有易此者也。朕宿昔庶幾獲承尊位、懼不能寧、惟所與共爲治者、君宜知之。蓋君子善善惡惡、君若謹行、常在朕躬。君不幸罹霜露之病、何恙不已、迺上書歸侯、乞骸骨、是章朕之不德也。今事少閒、君其省思慮、一精神、輔以醫藥。」因賜告牛酒雜帛。居數月、病有瘳、視事。」と有る。

『史記』の寧成傳に「漢の時の九卿は自分が死罪となることが有れば自決して、刑罰を受けることは少なかった。」と有る。考えるにこの時代の大臣たちの多くはそもそも高貴な身分であつたため、獄吏から屈辱を受けることを承知しなかつたことが原因であろう。仲長統は「賈誼が周勃の受けた苦しみや恥を嘆き、大臣たちが知るべき恥の分別を述べたことによつて、大臣たちの自決が始まり、これ以降は大臣たちの習俗となつていった。」と言つてゐる。考えるに賈誼の疏には「大臣の位に在つて重罪があれば毛の纓がついた白冠「喪服のことである。」を被り、繫に水を盛り劍を用意して、請室の獄に行き自身の罪に對する處分を求めた。「自決することを示している。」と有る。武帝の初期に儒學を修めた者を登用し、趙綰と王臧を任用したが、竇太后は儒學を好まなかつたので、ひそかに趙綰と王臧の罪過を探し出して二人を呼び寄せ、趙綰と王臧はその日のうちに自決した。張湯が罪を着せられると、武帝は趙禹に張湯を問責させたが張湯は承服しなかつた。趙禹が「陛下は重罪である君の入獄をためらい、君自ら始末するように望んでおられる。審問などしてもどうなるものか。」と言ひ、張湯は自決した。その後武帝は張湯が三人の長吏によつて陥れられたことを知り、その全員を誅殺した。そして丞相の莊青翟もまた長吏たちと共謀していたので、莊青翟も自決した。李廣は軍律を破り、審問のため召し出されたが、審問されることを良しとしなかつたので、自決した。（李廣の従弟）李蔡は丞相であると、きに皇帝の陵園の垣外の土地を侵犯し、役人に引き渡されて取り調べられることになつたが、彼もまた自決した。周陽由が郡守の勝屠公と互いに罪を訴えると、勝屠公は（罪を受けることになつたが）道理として處刑を受けようとせず、自決した。蕭望之は罪によつて入獄させられそうになると、朱游を呼んで「朱游よ、急いで藥を調合して持つてまいれ。」と言つた。そして毒藥を飲んで自決した。朱博は丞相となつて、事件に連座して廷尉に引き渡されることになつたが、自決した。馮參は中山太后の弟として罪を被り、廷尉に引き渡されることになつたが、自決した。後漢では司徒の劉芳

が君命によって免官され自殺した。竇憲は印綬を取り上げられてその日のうちに自決した。楊震は罷免され故郷に歸る際、洛陽城の西にある夕陽亭まで來ると、毒を飲んで自決した。これらは全て下官の者に屈して大臣としての名分を失うことを良しとせず、むしろ生命を輕んじてでも屈辱を免れようとしたのである。これはまた當時の流行りがそうさせたのである。その後ついにこれらの事例から、皇帝自ら自決を迫って自宅にて自決をさせた者もいた。翟方進傳に、成帝が冊書を賜って「今君に上尊酒十石、養牛一頭を授ける。君よ、あきらかに對處せよ。」と言った。翟方進はその日のうちに自決した。如淳は（ここに注して）「丞相に大罪があれば、皇帝は侍中を使者として節を持たせて四頭立ての白馬に引かせた車に乗らせ、上尊酒十斛と牛一頭を授けさせ、策書にてその罪を告げさせた。使者が去つて半分行つたところで、丞相は病氣であることを上奏し、使者が歸還してもまだ報告を上言しないうちに、尙書は丞相が亡くなつたことを上奏するのである。」と言つてゐる。これは皇帝が大臣に死を賜う方法であり、衛宏の『漢官舊儀』にも見える。考えるに牛や酒を授けるのは、皇帝が大臣の病氣を聞いて見舞いに送つていた禮に基づいてゐる。『史記』の公孫弘傳には「公孫弘は病氣になつて退職を願ひ出た。皇帝は見舞いとして牛や酒と雜帛を與えた。公孫弘は數ヶ月自宅で養生し、病氣が治つたので、もどどおりに政務に復歸した。」というのがそれである。今皇帝が大臣たちに死を賜う方法にもこれを使用している。病氣で亡くなつたようにして大臣の體裁を全うするのである。

(石井靖朗)

〔原文〕

11 刺史守令殺人不待奏

漢書義縱爲定襄守掩獄中重罪二百餘人及賓客兄弟私相入視者亦二百餘人一切捕鞠坐以謀爲死罪解脫盡殺之共四百餘人尹

賞爲長安令治獄穿地深數丈以大石覆其口名爲虎獄捕得少年惡子數百人盡入獄數日發視皆相枕籍死何竝爲長陵令侍中王林卿犯法竝急追之林卿令奴冠其冠自代竝至斬其頭懸都亭下後漢書史弼爲河東太守富舉孝廉中常侍侯覽遣諸生齋書屬之弼即附獄拷死董宣爲北海相有大姓公孫丹造宅卜者以爲富有死者丹乃殺路人置尸舍下以厭之宣即收丹父子殺之其親黨三十餘人操兵稱冤宣又盡殺之可見當時守令殺人不得奏報也不特此也嚴延年爲涿郡守遣掾趙繡按鄉豪高氏繡爲輕重兩劾欲先白其輕者若延年意怒乃出重劾延年逆知其意俟其白輕時索其懷得重劾即收入獄殺之李膺爲司隸校尉中常侍張讓弟朔爲野王令貪贓無道懼膺威嚴逃還讓第藏於合柱中膺破柱出殺之橋元爲漢陽太守上却令皇甫真有贓罪元收考竟答死于市王宏爲恆農太守有事宦官買爵者雖二千石亦拷殺之則并可專殺職官矣又小黃門趙津南陽大猾倚中官勢犯法南陽太原二郡守案其罪殺之杜詩爲侍御史安集洛陽將軍蕭廣縱兵暴掠救曉不改遂格殺廣則并可專殺中官及武臣矣王溫舒爲河內太守始至令郡具私馬五十匹置驛奏請所捕豪猾大者至族小者乃死得報二日而至所誅殺流血十餘里蓋豪猾族刑非常法故特奏若罪之麗于常法者不奏也元后傳繡衣御史暴勝之奏殺二千石誅千石以下是誅二千石須奏誅千石以下不待奏也按漢制檠戟卽爲斧鉞故凡列檠戟者卽得專生殺〔見後漢書郭躬傳〕魏晉六朝則以持節爲重南齊書王敬則枉殺路氏氏家訴冤上責敬則人命至重何以不啓聞敬則曰臣知何物科法見背後有節便謂應得殺人是六朝凡刺史持節者亦皆得專殺故累朝雖有詔申禁如宋孝武詔非臨陣不得專殺其罪人重辟皆先上須報乃行違者以殺人論罪告戒未嘗不嚴切也然南史吉翰爲刺史典籤欲活一囚因翰八關齋日上其事翰明日謂典籤曰卿意欲活此囚但因罪重卿欲活之便當代任其罪乃收典籤殺之是刺史并得殺籤帥矣沿及隋唐尙仍舊制隋書陳孝意傳太守蘇威欲殺一囚孝意力諫不聽乃解衣請先受死威乃釋囚是隋時刺史亦得殺人也唐書劉仁軌爲陳倉尉有折衝都尉魯甯暴橫仁軌榜殺之太宗以其剛正擢爲咸陽丞封氏聞見記崔立爲雒縣有豪族陳氏爲縣錄事向來縣令以下受其饋皆與之平交立到任陳氏猶以故態見立命伍伯曳之杖死陳氏子弟相率號哭圍塞階屏立一一收錄盡殺之是唐時縣令縣尉猶得專殺人也至於軍旅之際更不待言李光弼以侍御史崔衆狂易收繫之會使者至拜衆御史中丞光弼曰衆有罪已前繫今但斬侍御史若使者宣詔亦斬中丞使者納詔不敢

出乃斬衆以狗兵馬使張用濟赴軍逗遛光弼亦斬以狗真源令張巡守雍邱有大將六人官皆開府特進以力不敵賊勸巡降巡設天子畫像於堂遂斬六人張鎬按軍河南以刺史閻邱曉不救睢陽致張巡陷沒亦杖殺曉此更因軍事嚴切不可以常法論也直至有宋州郡不得專殺之例始嚴宋史本紀太祖嘗曰五代諸侯跋扈枉法殺人朝廷不問自今諸州大辟錄案聞奏附刑部覆視之遂著爲令自此諸州大辟皆上刑部審覆然宋史李及知秦州有禁卒白晝攫婦人金釵于市吏執以來及方觀書略問數語即命斬之王詔知汝州有鑄錢卒罵大校詔即斬以狗舒亶爲臨海尉有使酒罵後母者亶命執之不服即斬之是宋時州縣亦尙有專殺之例也

【書キトコ】

11 刺史・守・令の人を殺すは奏を待たず

漢書に「義縱^{*}定襄の守と爲り、獄中の重罪二百餘人及び賓客・兄弟の私かに相入り視る者亦た二百餘人を掩ひ、一切捕鞠し、坐するに死罪の解脫を爲すを謀るを以てし、盡く之を殺すこと共て四百餘人。」と。「尹賞^{*}長安の令と爲り獄を治むに地を穿つこと深さ數丈、大石を以て其の口を覆ひ、名づけて虎獄と爲す。少年惡子數百人を捕得し盡く獄に入れ、數日して發き視れば皆相枕籍して死す。」と。「何竝^{*}長陵の令と爲り、侍中の王林卿法を犯し、竝之を急追す。林卿奴をして其の冠を冠り自ら代らしむ。竝より其の頭を斬り都亭の下に懸く。」と。後漢書に「史弼^{*}河東の太守と爲り、孝廉を擧ぐるに當たり、中常侍の侯覽諸生を遣り書を齎^{もたら}し之を屬せしむ。弼即ち獄に附し拷死せしむ。」と。「董宣^{*}北海の相と爲り、大姓の公孫丹なるもの有り、宅を造るに卜者以て「當に死する者有るべし」と爲す。丹乃ち路人を殺し尸を舍下に置き以て之を厭す。宣即ち丹父子を收めて之を殺す。其親黨三十餘人兵を操り冤を稱ふも、宣又盡く之を殺す。」と。見る可し、當時の守・令は人を殺すに奏報を待たざるなり。特だに此のみならざるなり。嚴延年^{*}涿郡の守と爲り掾の趙繡を遣り、鄉豪の高氏を按ぜしむ。繡輕重兩劾を爲り、先づ其の輕き者を白し、若し延年の意怒れば乃

ち重きを出だして効せんと欲す。延年あらかじ逆め其の意を知り、其の輕きを白すの時を俟ちて、其の懷を索め重効を得、即ち收めて獄に入れて之を殺す。李膺*司隸校尉と爲り、中常侍張讓の弟朔野王の令爲りて臧を貪ること無道、膺の威嚴を懼れ讓の第に逃げ還り、合柱中に藏る。膺柱を破り出だして之を殺す。橋元*漢陽の太守と爲り、上邽の令皇甫眞に臧罪有り。元收めて考し、竟に市に笞死す。王宏*恆農の太守と爲り、宦官に事へ爵を買ふ者有り、二千石と雖も亦た之を拷殺す。則ち并びに職官を專殺す可し。又、小黃門の趙津・南陽の大猾中官の勢に倚り法を犯し、南陽・太原二郡の守其の罪を案じ之を殺す。杜詩*侍御史と爲り、洛陽を安集し、將軍蕭廣兵を縦にし暴掠し、救曉するも改めず、遂に廣を格殺す。則ち并びに中官及び武臣を專殺す可し。王溫舒*河内の太守と爲り、始めて至り、郡に令し私馬五十匹を具へ驛に置き、捕ふる所の豪猾の大なる者は族に至り、小なる者は乃ち死すを奏請す。報の二日にして至るを得、誅殺する所流血十餘里。蓋し豪猾の族刑は常法に非ず、故に特に奏す。若し罪の常法に麗かかる者なれば奏せざるなり。元后傳に「繡衣御史の暴勝之二千石を殺すを奏し、千石以下を誅す。」と。是れ二千石を誅すは奏を須ひ、千石以下を誅すは奏を待たざるなり。漢制を按ずるに槩戟は即ち斧鉞爲り。故に凡そ槩戟に列する者は即ち生殺を專にするを得「後漢書郭躬傳に見ゆ」。魏晉六朝は則ち持節を以て重きと爲す。南齊書に「王敬則路氏を枉殺し、氏の家冤を訴ふ。上敬則を責め「人命は至重、何を以て啓聞せざるや。」と。敬則曰く「臣何物の科法なるを知らん。背後に節有るを見せば、便ち應に人を殺すを得べしと謂へり。」と。是れ六朝は凡そ刺史の節を持つ者亦た皆殺を專にするを得。故に累朝詔有りて禁を申ぬること宋の孝武の「陣に臨むに非ざれば專殺するを得ず、其の罪人の重辟は、皆先づ上りて報を須ち乃ち行へ。違ふ者は人を殺すを以て罪を論ぜん。」と詔するが如く告戒未だ嘗て嚴切ならずんばあらざると雖も、然れども南史に「吉翰*刺史と爲り、典籤一囚を活かさんと欲し、翰の八關齋の日に困りて其の事を上る。翰明日典籤に謂ひて曰く「卿の意は此の囚を活かさんと欲す。但だ囚の罪重し。卿之を活かさんと欲すれば、便ち當に其の罪を代任す

べし。」と。乃ち典籤を收めて之を殺す。」と。是れ刺史並びに籤帥を殺すを得るなり。隋唐に沿及し、尙ほ舊制に仍る。隋書陳孝意傳に「太守蘇威一囚を殺さんと欲し、孝意力諫するも聽かず、乃ち衣を解き先に死を受けんことを請ふ。威乃ち囚を釋す。」と。是れ隋の時の刺史亦た人を殺すを得るなり。唐書に「劉仁軌陳倉の尉と爲り、折衝都尉魯甯の暴横すること有り、仁軌之を榜殺す。太宗其の剛正を以て擢きて咸陽の丞と爲す。」と。封氏聞見記に「崔立雒縣を爲め、豪族陳氏有り、縣の録事と爲る。向來の縣令以下其の饋を受け、皆之と平交す。立任に到り陳氏猶ほ故態を以て見ゆ。立伍伯に命じ之を曳き杖して死せしむ。陳氏の子弟相率み號哭し階屏を圍塞す。立一一收録し盡く之を殺す。」と。是れ唐の時の縣令・縣尉猶ほ人を殺すを專にするを得るなり。軍旅の際に至りては更に言を待たず。李光弼侍御史崔衆の狂易なるを以て收めて之を繫ぐ。會々使者至り衆を御史中丞に拜す。光弼曰く「衆に罪有り已に前に繫ぎ、今但だ侍御史を斬るのみ。若し使者宣詔するも亦た中丞を斬らん。」と。使者詔を納め敢へて出ださず。乃ち衆を斬り以て狗ふ。兵馬使張用濟軍に赴き逗留せしめ、光弼亦た斬り以て狗ふ。眞源の令張巡雍邱を守り、大將六人有り、官は皆開府特進なり、力賊に敵せざるを以て巡に降るを勸む。巡天子の畫像を堂に設け、遂に六人を斬る。張鎰軍を河南に按じ、刺史閻邱曉睢陽を救はず張巡陥没するを致すを以て、亦た曉を杖殺す。此れ更に軍事は嚴切なれば常法を以て論ずる可からざるに因るなり。直だ有宋に至り、州郡專殺を得ざるの例始めて嚴なり。宋史の本紀に「太祖嘗て曰く「五代の諸侯跋扈し、法を枉げ人を殺すも、朝廷問はず。今より諸州の大辟は錄案聞奏し、刑部に附し之を覆視せよ。」と。遂に著して令と爲す。」と。此より諸州の大辟皆刑部に上り審覆す。然れども宋史に「李及秦州を知し、禁卒白晝婦人の金釵を市に攫める有り。吏執へ以て來る。及方に書を觀るも、數語を略問し、即ち命じて之を斬す。」と。「王詔汝州に知し、鑄錢の卒大校を罵ること有り。詔即ち斬り以て狗ふ。」と。「舒亶臨海の尉と爲り、酒を使ひ後母を罵る者有り、亶命じて之を執ふるに服せず、即ち之を斬る。」と。是れ宋時の州縣も亦た尙ほ專殺有るの例なり。

【語注】

○義縱定襄の……『漢書』卷九十、酷吏傳第六十、義縱傳に「軍數出定襄、定襄吏民亂敗、於是徙縱爲定襄太守。縱至、掩定襄獄中重罪二百餘人及賓客昆弟私人相視者亦二百餘人。縱壹切捕鞠曰「爲死罪解脫。」。是日皆報殺四百餘人。郡中不寒而栗、猾民佐吏爲治。」と有り、「解脫」は顏師古所引孟康注に「壹切皆捕之也。律、諸囚徒私解脫桎梏鉗鎖、加罪一等。爲人解脫、與同罪。縱鞠相賂餉者二百人以爲解脫死罪、盡殺之。」と有る。なお、本傳の「是日皆報殺」について顏師古は「奏請得報而論殺。」と注しており、趙翼の引用が不適切にも見えるが、補注所引劉敞説は「則非奏請報可之報矣。然則以論決爲報。」と解している。○尹賞長安の……『漢書』卷九十、酷吏傳第六十、尹賞傳に「賞以三輔高第選守長安令、得壹切便宜從事。賞至、修治長安獄、穿地方深各數丈、致令辟爲郭、以大石覆其口、名爲「虎穴」。乃部戶曹掾史、與鄉吏・亭長・里正・父老・伍人、雜舉長安中輕薄少年惡子、無市籍商販作務、而鮮衣凶服被鎧扞持刀兵者、悉籍記之、得數百人。賞一朝會長安吏、車數百兩、分行收捕、皆劾以爲通行飲食群盜。賞親閱、見十置一、其餘盡以次內虎穴中、百人爲羣、覆以大石。數日壹發視、皆相枕藉死。」云々と有る。○何竝長陵の……『漢書』卷七十七、何竝傳第四十七に「爲長陵令、道不拾遺。初邛成太后外家王氏貴、而侍中王林卿通輕俠傾京師。後坐法免賓客愈盛、歸長陵上冢因留飲連日。竝恐其犯法、自造門上謁謂林卿曰「冢間單外、君宜以時歸。」林卿曰「諾。」先是林卿殺婢壻埋冢舍、竝具知之、以非已時又見其新免故不發舉、欲無令留冢中而已。卽且遣吏奉謁傳送。林卿素驕、慙於賓客。竝度其爲變、儲兵馬以待之。林卿既去北度涇橋、令騎奴還至寺門、拔刀剝其建鼓。竝自從吏兵追林卿。行數十里林卿迫窘、乃令奴冠其冠被其襜褕自代、乘車從童騎、身變服從閒徑馳去。會日暮追及、收縛冠奴。奴曰「我非侍中、奴耳。」竝心自知已失林卿乃曰「王君困自稱奴、得脫死邪。」叱吏斷頭持還、縣所剝鼓置都亭下署曰「故侍中王林卿坐殺人埋冢舍、使奴剝寺門鼓。」吏民驚駭。」と有る。○史弼河東の……『後漢書』史弼列傳第五十四に「弼爲政特挫抑疆豪、其小民有罪、

多所容貸。遷河東太守、被一切詔書當舉孝廉。弼知多權貴請託、乃豫勅斷絕書屬。中常侍侯覽果遣諸生齎書請之、并求假鹽稅、積日不得通。生乃說以它事謁弼而因達覽書。弼大怒曰「太守忝荷重任、當選士報國、爾何人而僞詐無狀。」命左右引出楚捶數百、府丞・掾史十餘人皆諫於廷、弼不對。遂附安邑獄、即日考殺之。」と有る。○董宣北海の……『後漢書』酷吏列傳第六十七、董宣傳に「董宣字少平、陳留圉人也。初爲司徒侯霸所辟、舉高第、累遷北海相。到官、以大姓公孫丹爲五官掾。丹新造居宅而卜工以爲富有死者、丹乃令其子殺道行人置屍舍內以塞其咎。宣知、即收丹父子殺之。丹宗族親黨三十餘人操兵詣府稱冤叫號。宣以丹前附王莽慮交通海賊、乃悉收繫劇獄、使門下書佐水丘岑盡殺之。」有る。○嚴延年涿郡……『漢書』卷九十、酷吏傳第六十、嚴延年傳に「爲涿郡太守、時郡比得不能太守、涿人畢野白等由是廢亂。大姓西高氏・東高氏、自郡吏以下皆畏避之、莫敢與語。咸曰「寧負二千石、無負豪大家。」賓客放爲盜賊、發輒入高氏、吏不敢追。浸浸日多、道路張弓拔刃、然後敢行、其亂如此。延年至、遣掾蠡吾趙繡按高氏得其死罪。繡見延年新將、心內懼卽爲兩劾、欲先白其輕者、觀延年意怒、乃出其重劾。延年已知其如此矣。趙掾至果白其輕者、延年索懷中得重劾、卽收送獄。夜入、晨將至市論殺之、先所核者死、吏皆股辨。更遣吏分考兩高、窮竟其姦、誅殺各數十人。郡中震恐、道不拾遺。」と有る。○李膺司隸校尉……『後漢書』黨錮列傳第五十七、李膺傳に「拜司隸校尉。時張讓弟朔爲野王令、貪殘無道、至乃殺孕婦。聞膺厲威嚴懼罪逃還京師、因匿兄讓弟舍藏於合柱中。膺知其狀、率將吏卒破柱取朔、附洛陽獄受辭畢、卽殺之。」と有る。なお、『資治通鑑』卷第五十五、漢紀四十七、孝桓皇帝中、延熹八年のこの事件の記述に胡三省は「合木爲柱、安足以容人。合柱謂兩柱相直、兩屋相合處也。」と注している。○橋元漢陽の……『後漢書』橋玄列傳第四十一に「爲漢陽太守。時上邽令皇甫禎有臧罪、玄收考髡笞、死于冀市、一境皆震。」と有る。○王宏恆農の……『後漢書』王允列傳第五十六に「王宏字長文、少有氣力、不拘細行。初爲弘農太守、考案郡中有事宦官買爵位者、雖位至二千石、皆掠考收捕、遂殺數十人、感動鄰界。」と有る。○小黃門の趙……『後漢書』陳蕃列傳第五十六に「時小

黃門趙津・南陽大猾張汜等、奉事中官、乘執犯法、二郡太守劉瓚・成瑨考案其罪、雖經赦令、而竝竟考殺之。」と有る。○杜詩侍御史……『後漢書』杜詩列傳第二十一に「建武元年、歲中三遷爲侍御史、安集洛陽。時將軍肅廣放縱兵士、暴橫民間、百姓惶擾。詩勅曉不改、遂格殺廣、還以狀聞。」と有る。○王溫舒河内……『漢書』卷九十、酷吏傳第六十、王溫舒傳に「遷至廣平都尉、擇郡中豪敢往吏十餘人爲爪牙。皆把其陰重罪而縱使督盜賊、快其意所欲得。此人雖有百罪、弗法。卽有避回、夷之、亦滅宗。以故齊趙之郊盜不敢近廣平、廣平聲爲道不拾遺。上聞、遷爲河内太守。素居廣平時、皆知河内豪姦之家。及往、以九月至、令郡具私馬五十疋、爲驛自河内至長安。部吏如居廣平時方略、捕郡中豪猾、相連坐千餘家。上書請、大者至族、小者乃死、家盡沒入償贖。奏行不過二日得可、事論報、至流血十餘里。河内皆怪其奏以爲神速。盡十二月、郡中無犬吠之盜。其頗不得、失之旁郡、追求會春。溫舒頓足歎曰「嗟乎、令冬月益展一月卒吾事矣。」其好殺行威不愛人如此。」と有る。○繡衣御史の……『漢書』卷九十八、元后傳第六十八に「它部御史暴勝之等奏殺二千石、誅二千石以下及通行飲食坐連及者、大部至斬萬餘人、語見酷吏傳。」と有り、顏師古注に「二千石者、奏而殺之、其千石以下、則得專誅。」と有る。又、同卷六十六、王訢傳第三十六に「武帝末、軍旅數發、郡國盜賊羣起、繡衣御史暴勝之使持斧逐捕盜賊、以軍興從事、誅二千石以下。」云々と有る。○漢制を按ず……『後漢書』郭躬列傳第三十六に「永平中、奉車都尉竇固出擊匈奴、騎都尉秦彭爲副。彭在別屯而輒以法斬人、固奏彭專擅、請誅之。顯宗乃引公卿朝臣平其罪科。躬以明法律、召入議。議者皆然固奏、躬獨曰「於法、彭得斬之。」帝曰「軍征、校尉一統於督。彭既無斧鉞、可得專殺人乎。」躬對曰「一統於督者、謂在部曲也。今彭專軍別將、有異於此。兵事呼吸、不容先關督帥。且漢制槩戟卽爲斧鉞、於法不合罪。」帝從躬議。」と有る。また、『後漢書』志第二十九、輿服志上、導從卒に「古者軍出師旅皆從。秦省其卒、取其師旅之名焉。公以下至二千石、騎吏四人。千石以下至三百石縣長、二人。皆帶劍、持槩戟爲前列、撻弓鞬九韃。」と有る。○王敬則路氏……『南齊書』卷二十六、王敬則列傳第七に「尋遷爲使持節・散騎常侍、都督會稽東

陽新安臨海永嘉五郡軍事、鎮東將軍・會稽太守。……進號征東將軍。宋廣州刺史王翼之子妾路氏剛暴、數殺婢、翼之子法明告敬則、敬則附山陰獄殺之。路氏家訴、爲有司所奏、山陰令劉岱坐棄市刑。敬則入朝、上謂敬則曰「人命至重、是誰下意殺之、都不啓聞。」敬則曰「是臣愚意。臣知何物科法、見背後有節、便言應得殺人。」劉岱亦引罪、上乃赦之。敬則免官、以公領郡。」と有る。○宋の孝武の……『宋書』卷六、孝武帝紀、大明七年に（夏四月）甲子、詔曰「自非臨軍戰陳、一不得專殺。其罪甚重辟者、皆如舊先上須報、有司嚴加聽察。犯者以殺人罪論。」と有る。なお、『資治通鑑』卷第一百二十九、宋紀十一のこの條に胡三省は「先上其罪狀、待報乃行刑。此漢法也。」と注す。○吉翰刺史と……『南史』卷七十、循吏列傳第六十、吉翰傳に「累遷徐州刺史、監徐兗二州豫州之梁郡諸軍事。時有死罪囚、典籤意欲活之、因輸八關齋呈事、翰省詔語「令且去、明可更呈。」明旦、典籤不敢復入、呼之乃來。取昨所呈事視訖、謂曰「卿意當欲宥此囚死命。昨於齋坐見其事、亦有心活之。但此囚罪重、不可全貸、既欲加恩、卿便當代任其罪。」因命左右收典籤附獄殺之、原此囚生命。其刑政類如此。自下畏服、莫敢犯禁。卒於官。」と有る。○太守蘇威……『隋書』卷七十一、誠節列傳第三十六、陳孝意傳に「大業初、爲魯郡司法書佐、郡內號爲廉平。太守蘇威嘗欲殺一囚、孝意固諫、至於再三、威不許。孝意因解衣、請先受死。良久。威意乃解、謝而遣之。」と有る。○劉仁軌陳倉……『新唐書』卷一百八、劉仁軌列傳第三十三に「轉陳倉尉。部人折衝都尉魯寧者、豪縱很法、縣莫敢屈。仁軌約不再犯、而寧暴橫自如、仁軌榜殺之。州以聞、太宗曰「尉而殺吾折衝、可乎。」召詰讓。仁軌對曰「寧辱臣、臣故殺之。」帝以爲剛正、更擢咸陽丞。」と有る。○封氏聞見記……『封氏聞見記』卷九に「崔立爲雒縣、有豪族陳氏爲縣錄事、家業殷富、子弟復多。蜀・漢風俗、縣官初臨、豪家必先饋餉、令丞以下、皆與之平交。初至、陳氏欲循故事、立逆呵之、絲毫不入、錄事心有悵愧。至衙日、恃其豪盛、謂立必不敢損己、禮數甚倨、立叱伍伯曳之。初猶負氣、下杖良久、乃稱乞命。羣官爭使人來救、立並不聽。杖之既困、立料其必死、命曳去之、出門少頃而卒、一縣驚駭。陳氏子弟親屬數十人、相率號哭、闔塞堵屏。立使鎖閉衙門、

一一收錄、取其子弟盡杖殺之、其疏者皆決驅出。因自詣郡、具言「陳氏豪暴日久、謹已除之。討其資產、足充當縣一年租稅。」太守素知其事、以申採訪云「立不畏豪強、爲人除害。」使司大見褒賞、奏立強幹、特請立充採訪判官、拜監察御史。」と有る。○李光弼侍御……『新唐書』卷一百三十六、李光弼列傳第六十一に「肅宗卽位、詔以兵赴靈武、更授戶部尙書・同中書門下平章事、節度如故。光弼以景城・河間兵五千人入太原。前此、節度使王承業政弛謬、侍御史崔衆主兵太原、每侮狎承業、光弼素不平。及是詔衆以兵附光弼。衆素狂易、見光弼長揖不卽附兵、光弼怒收繫之。會使者至、拜衆御史中丞。光弼曰「衆有罪、已前繫、今但斬侍御史。若使者宣詔、亦斬中丞。」使者內詔不敢出、乃斬衆以徇、威震三軍。……。光弼以河東騎五百馳東都、夜入其軍、且謂賊方闕洛、當扼虎牢、帥師東出河上。檄召兵馬使張用濟、用濟憚光弼嚴、教諸將逗留其兵。用濟單騎入謁、光弼斬之、以辛京杲代。」と有る。○眞源の令張……『新唐書』卷一百九十二、忠義列傳中第一百一十七、張巡傳に「安祿山反、天寶十五載正月、賊酋張通晤陷宋・曹等州、譙郡太守楊萬石降賊、逼巡爲長史、使西迎賊軍。巡率吏哭玄宗皇帝祠、遂起兵討賊、從者千餘。初、靈昌太守嗣吳王祗受詔合河南兵拒祿山、有單父尉賈責者、閬州刺史璿之子、率吏稱吳王兵、擊宋州。通晤走襄邑、爲頓丘令盧諶所殺。責引軍進至雍丘、巡與之合、有衛二千。是時雍丘令狐潮舉縣附賊、遂自將東敗淮陽兵、虜其衛、反接在廷、將殺之、暫出行部。淮陽囚更解縛、起殺守者、迎責等入。潮不得歸、巡乃屠其妻子、磔城上。祗聞、承制拜責監察御史。潮怨責、還攻雍丘、責趨門、爲衛躡死。巡馳騎決戰、身被創不顧、士乃奉巡主軍。……。潮以賊衛四萬薄城、人大恐。……。當此時、王命不復通、大將六人白巡以勢不敵、且上存亡莫知、不如降。六人者、皆官開府、特進。巡陽許諾、明日堂上設天子畫像、率軍士朝、人人盡泣。巡引六將至、責以大誼、斬之。士心益勸。」と有る。○張鎬軍を河……『新唐書』卷一百三十九、張鎬列傳第六十四に「尋詔兼河南節度使、都統淮南諸軍事。賊圍宋州、張巡告急、鎬倍道進、檄濠州刺史閻丘曉趣救。曉懷撓、逗留不肯進、比鎬至淮口、而巡已陷。鎬怒、杖殺曉。」と有る。○太祖嘗て曰……『宋史』卷三、太祖本紀三、

開寶九年、崩御後の記述に「晩好讀書、嘗讀二典歎曰「堯・舜之罪四凶、止從投竄、何近代法網之密乎。」謂宰相曰「五代諸侯跋扈、有枉法殺人者朝廷置而不問。人命至重、姑息藩鎮、當若是耶。自今諸州決大辟、錄案聞奏、附刑部覆視之。」遂著爲令。」と有る。○李及秦州を：『宋史』卷二百九十八、李及列傳第五十七に「累遷太常少卿、知秦州。議者以及謹厚、非守邊才。及至秦州、州將吏亦頗易之。會有禁卒白晝攫婦人金釵於市、吏執以來。及方坐觀書、召之使前略加詰問、其人服罪。及亟命斬之、觀書如故、於是將士皆驚服。」と有る。○王詔汝州に：『宋史』卷二百六十六、王化基列傳第二十五、王詔傳に「崇寧中、由大理少卿爲卿、徙司農。御史論詔在滌日請蘇軾書醉翁亭碑、罷主崇福宮。旋知汝州、鑄錢卒罵大校、詔斬以徇、而上章待罪。」と有る。○舒亶臨海の：『宋史』卷三百二十九、舒亶列傳第八十八に「舒亶字信道、明州慈溪人。試禮部第一、調臨海尉。民使酒詈逐後母、至亶前、命執之不服、即自起斬之、投効去。」と有る。

【現代語譯】

『漢書』に「義縱は定襄太守となると、獄中の重罪二百餘人とその賓客・兄弟で勝手に獄中に入って面會している者二百餘人をすべて捕らえて訊問し、死罪の囚人のために枷を外そうと企てた罪によって、四百餘人すべてを殺した。」と有り、「尹賞は長安縣令となると、獄を改修して地面に深さ數丈の穴を掘り、大きな石でその口を蔽い、虎獄と名附けた。無頼の青少年數百人を捕縛してすべて虎獄に入れ、數日して石をどけて見ると、全員が重なり合って死んでいた。」と有り、「何竝は長陵縣令となると、侍中の王林卿が法を犯したので、いそぎ追いつ捕らえようとした。王林卿は奴僕に自分の冠をかぶらせて身代わりにした。何竝は追いつくと、その者の頭を斬り都亭に吊した。」と有り、『後漢書』に「史弼は河東太守となると、孝廉を推擧する際に、中常侍の侯覽が諸生に親書を持たせて孝廉に推擧させようとした。史弼

はその諸生を獄に入れ拷問して殺した。」と有り、「董宣は北海の相となると、豪族の公孫丹という者がいて、邸宅を建てるのに卜者が「死者が出る」と占ったので、通りがかりの人を殺してその死體を軒下に埋め、死者が出る災厄から逃れようとした。董宣は公孫丹父子を收監して殺した。公孫氏の親族・郎黨三十餘人が武器を持って冤罪を訴えると、董宣は彼らもすべて殺した。」と有り。當時の太守・縣令は人を殺すのに、上奏してからその返報を待つということをしなかつたことが分かる。それだけではない。嚴延年は涿郡太守となると掾の趙繡に土地の豪族の高氏を調査させた。趙繡は輕重二種類の彈劾文を作り、先に輕罪の方を報告し、もし嚴延年が怒れば重罪の方を出して彈劾しようとした。嚴延年は預め趙繡の思惑を知っていたので、輕罪の方を報告している時に彼の懷中から重罪の彈劾文を見つけ出し、趙繡を獄に收監して殺した。李膺が司隸校尉となると、中常侍張讓の弟の張朔は野王縣令として收賄を繰り返していたため、李膺の威嚴を懼れて張讓の邸宅に逃げ歸り、柱の間の隠し部屋に身を潛めた。李膺は柱を破壊して張朔を引きずり出して殺した。橋玄は漢陽太守となると、上邽縣令の皇甫眞に收賄の罪が有り、橋玄は皇甫眞を收監して取り調べ、ついに市場で打ち殺した。王宏は恆農太守となると、宦官に従って爵位を買った者がいたので、その位が二千石であっても拷問して殺した。つまり官職に就いている者でも專殺（ほしいままに殺す）できたのである。又、小黃門の趙津と南陽の張汜は宦官の權勢を頼りに法を犯していたので、南陽・太原二郡の太守はそれらの罪を調査して彼らを殺した。杜詩は侍御史となると、洛陽を安定させ、將軍の蕭廣が兵士に好き勝手にさせて民に狼藉を働いたため、杜詩は訓戒したが改まるところがなかったので、そのまま蕭廣を殴り殺した。つまり宦官や武官も專殺できたのである。王溫舒は河内太守となると、任地に到着してすぐに郡下に命じて私的に用いる馬五十匹を驛に準備させ、捕えた狡猾な豪族の罪の大きい者を族誅し、罪の小さな者はそのまま殺すことを上奏して求めた。天子の返報が二日で届き、誅殺した豪族の血は十餘里先まで流れた。思うに狡猾な豪族を族誅することは常法ではないため、わざわざ上奏したのである。もし常法に當た

る罪の者であれば上奏しないのだ。元后傳に「繡衣御史の暴勝之は二千石を殺すことを上奏し、千石以下を誅殺した。」と有る。これは二千石を誅殺するには上奏が必要であり、千石以下を誅殺するには上奏して返報を待つことがなかったのである。漢の制度を考えると、(太守や縣令の導從卒が持つ) 棨戟は(生殺の權限を與える) 斧鉞である。そのため棨戟(を與えられる官職)に列する者は生殺をほしきままにすることができた『後漢書』郭躬傳に見える。魏晉六朝は持節の權限を重んじた。『南齊書』に「王敬則が路氏を無理に殺すと、路氏の家の者は冤罪を訴えた。上が「人の命は最も重んじるべきであるのに、何故上奏せずに殺したのだ。」と責めると、王敬則は「臣はいかなる法令も存じませんが、使持節であれば人を殺すことができると聞いております。」と言った。」とある。これはつまり六朝時代には持節の刺史は皆專殺できたのである。そのため各時代に詔によって幾度も禁止され、例えば劉宋の孝武帝が「戰陣以外でほしいままに殺してはならない。罪が極刑に當たる場合は、いずれも先に上奏して返報を待つてから實行せよ。違犯した者は殺人罪によって處す。」と詔を下したように訓戒は嚴切に行われていたが、しかし『南史』に「吉翰が刺史になると、(朝廷から任じられている監査官である) 典籤の官にあつた者がある囚人を(死罪から) 救おうとして、吉翰が(佛門の戒律を守るべき) 八關齋を行う日に(囚人の罪を) 報告した。吉翰は翌日になってから典籤に「卿はこの囚人を助けたいのだから、しかしこの囚人の罪は重い。卿がこの者を助けたいのであれば、代わりに刑罰を受けねばならない。」と言った。そうして典籤を收監して殺した。」と有る。これはつまり刺史は兼ねて典籤も殺すことができたのである。隋唐の時代もこうした舊制を踏襲した。『隋書』陳孝意傳には「太守の蘇威がある囚人を殺そうとし、陳孝意は強く諫めたが聞き入れられなかつたので、衣服を脱いで先に殺されることを願つた。蘇威はそこで囚人を許した。」と有る。これは隋代の刺史も人を殺すことができたのである。『新唐書』に「劉仁軌が陳倉縣尉となると、折衝都尉の魯寧が横暴をはたらいており、劉仁軌は彼を打ち殺した。太宗は劉仁軌の剛直さを認めて咸陽縣丞に任じた。」と有り、『封

『氏聞見記』には「崔立が雒縣令になると、豪族陳氏が縣の録事と爲っていた。以前から縣令以下は陳氏の禮物を受け取り、誰もが陳氏と友誼を交わっていた。崔立が着任すると陳氏は今まで通りに會いに行つた。崔立は伍長に命じて陳氏を引きずりだし打ち殺させた。陳氏の子弟は連れ立って役所の門外を圍んで號哭した。崔立はその一人一人を捕らえてすべて殺した。」と有る。これは唐代の縣令や縣尉もまだ人を專殺できたのである。戦時についてはなおのこと言を待たない。李光弼は侍御史の崔衆が異常であつたのを收監して獄に繋いだ。たまたま天子の使者が到着して崔衆を御史中丞に任命しようとした。李光弼は「衆は罪が有つてすでに獄に繋がれており、最早侍御史を斬るだけである。もし使者が詔を伝えるのであれば御史中丞を斬ることになる。」と言つた。使者は詔をしまい、出そうとしなかつた。そこで崔衆を斬つて見せしめにした。兵馬使の張用濟が軍に行き進軍を止めさせると、李光弼は彼を斬つて見せしめにした。眞源縣令の張巡が雍邱を守っていた時、いづれも開府特進の大將六人が、賊軍に敵わないことから張巡に投降を勧めた。張巡は堂に天子の畫像を掛けると、そのまま六人を斬り殺した。張鎬は河南で軍を統率すると、刺史の閻丘曉が睢陽の救援に向かわずに張巡を見殺しにしたため、閻丘曉を打ち殺した。これらは軍事はより嚴密で逼迫したものであるから常法によつて論ずることができないためである。しかし宋代になると、州刺史や郡太守が專殺できないことが嚴密となつていく。『宋史』の本紀に「太祖は以前に「五代の諸侯は各地でのさばり、法を曲げて人を殺しても、朝廷は不問に處していた。今後は諸州の死罪は文書に記録して上奏し、刑部に届け確認させよ。」と言ひ、そのまま法令とした。」と有る。これから諸州の死罪はすべて刑部に上奏させて確認するようになったのである。しかしながら『宋史』には「李及が秦州を治めた時、獄卒が日中に市場で婦人の金釵を盗んだ。役人が捕まえてくると、李及は本を讀んでいたが、二言三言簡単に問いたですと、命じてその獄卒を斬つた。」と有り、「王詔が汝州を治めていた時、鑄錢監の兵卒が軍の校官を罵つた。王詔はすぐにその者を斬り見せしめとした。」と有り、「舒亶が臨海縣尉となると、酒に酔つて繼母を罵つた

者がいたので、舒宣は命じてその者を捕らえたが服従しなかったため、すぐにその者を斬った。」と有る。これらは宋代の州縣でもまだ専殺していたという例である。

(大兼健寛・田中良明)

〔原文〕

12 漢時大臣不服父母喪

漢自孝文帝遺詔以日易月遂著爲令凡公卿大臣皆不行父母喪漢書翟方進遭母憂自以備位宰相不敢踰制遂三十六日而除即起視事是也其有欲行喪者則必須奏請後漢書趙熹傳熹遭母憂乞身行喪明帝不許遣使者爲釋服桓焉傳焉爲太傅以母憂自乞詔以大夫行喪踰年卽奪服桓郁傳郁亦以母憂乞身詔以侍中行服鄧騭傳騭乞身行服章連上乃許也直至元初中始改令持服劉愷傳舊制公卿二千石刺史不得行三年喪由是竝廢喪禮元初中鄧太后朝詔長吏以下不爲親行服者不得典城選舉其時有上言牧守宜同此制者詔下公卿議多以爲不便愷獨奏曰刺史一州之表二千石千里之師謂宜以身先之而議者謂不便是猶濁其源而欲清其流也太后乃從之然趙岐傳岐爲司空掾議二千石得去官爲親行服又荀爽傳爽奏曰孝文皇帝過自謙抑故遺詔以日易月今公卿大臣政教所瞻而父母喪不得奔赴何以教天下是元初以後行喪之制又廢考安帝建光元年復斷大臣二千石以上行三年喪桓帝永興二年又聽刺史二千石行喪服延熹二年復斷此制是終漢之世行喪不行喪迄無定制惟其有不服喪之制而士大夫有獨行已見持服三年者遂以之得名如銚期傳期父卒服喪三年鄉里稱之是也并有以兄弟喪而去官者如楊仁爲什邡令以兄喪去官譙元爲太常丞以弟服去官是也〔晉書鄭默爲大鴻臚遭母喪舊制既葬還職默懇終喪遂改法定令大臣終喪自默始又華廙都督河北諸軍事父病輒還仍遭喪舊例葬訖復任廙固辭迂旨是晉時大臣亦不行三年喪至鄭默奏請始定終喪之制也〕

12 漢時の大臣父母の喪に服さず

漢は孝文帝遺詔し日を以て月に易へてより遂に著して令と爲す。凡そ公卿・大臣皆父母の喪を行はず。漢書の翟方進傳に「方進母の憂に遭ひ、自ら位を宰相に備ふを以て、敢へて制を踰えず。遂に三十六日にして除き、即ち起ちて事を視る。」とは是れなり。其れ喪を行はんと欲する有る者は、則ち必ず奏請を須ふ。後漢書の趙熹傳に「熹母の憂に遭ひ、身を乞ひて喪を行はんとす。明帝許さず、使者を遣りて服を釋くを爲さしむ。」と。桓焉傳に「焉太傅爲りしとき、母の憂を以て自ら乞ふ。詔して大夫を以て喪を行はしむるも、年を踰へて即ち服を奪ふ。」と。桓郁傳に「郁も亦た母の憂を以て身を乞ひ、詔して侍中を以て服を行はしむ。」と。鄧騭は母の憂に遭ひ、身を乞ひて服を行はんとし、章連に上られ、乃ち許さるるなり。直ちに元初中に至り、始めて令を改めて服を持せしむ。劉愷傳に「舊制は公卿・二千石・刺史は三年の喪を行ふを得ずと。是に由りて並喪禮を廢す。元初中、鄧太后朝に詔して長吏以下親の爲に服を行はざる者は、典城の選舉を得ずと。其の時に牧守も宜しく此の制を同じくすべしと上言する者有り、詔して公卿に下して議せしむるも、多く以て不便と爲す。愷獨り奏して曰く「刺史は一州の表、二千石は千里の師なれば、宜しく身を以て之に先んずべしと謂はんに、而るに議する者不便と謂ふは、是れ猶ほ其の源を濁して其の流を清くせんと欲するがごときなり。」と。太后乃ち之に従ふ。」と。然れども趙岐傳に「岐司空の掾と爲り、二千石の官を去りて親の爲に服を行ふを得んと議す。」と、又荀爽傳に「爽奏して「孝文皇帝自ら謙抑するに過ぎ、故に遺詔し日を以て月に易ふ。今公卿・大臣は政教の瞻る所、而るに父母の喪に奔赴するを得ざれば、何を以て天下に教せんや。」と曰ふ。」と。是れ元初以後喪を行ふの制又廢る。考ふるに安帝の建光元年に復た大臣・二千石以上の三年の喪を行ふを斷じ、桓帝の永興二年に又刺史・二千石の喪服を行ふを聽し、延熙二年に復た此の制を斷ずれば、是れ漢の世を終ふるまで、喪を行ふと喪を行は

ざると迄に定制無し。惟れ其れ喪に服さざるの制有るも、而るに士大夫に獨り己が見を行ひ持服すること三年なる者有り、遂に之を以て名を得たり。銚^{*}期傳の「期の父卒し、喪に服すること三年、郷里之を稱ふ。」の如きは是れなり。并せて兄弟の喪を以て官を去る者有り。「楊^{*}仁 什邡の令と爲り、兄の喪を以て官を去り、譙^{*}元 太常の丞と爲り、弟の服を以て官を去る」が如きは是れなり。「晉書に、鄭^{*}默 大鴻臚と爲り、母の喪に遭ふ。舊制に既に葬らば職に還ると。默喪を終ふるを懇ひ、遂に法を改めて令を定む。大臣喪を終ふるは默より始まる。又華^{*}廙 河北の諸軍事を都督し、父病み、輒ち還り、仍りて喪に遭ふ。舊例に葬訖れば任に復すと。廙固辭して旨に辻ふ。是れ晉の時の大臣も亦た三年の喪を行はざるも、鄭默奏請するに至り、始めて喪を終ふるの制を定むるなり。」

【語注】

○孝文帝の遺……『漢書』卷四、文帝紀第四に「(後) 七年夏六月己亥、帝崩于未央宮。遺詔曰、「朕聞之、蓋天下萬物之萌生、靡不有死。……其令天下吏民、令到出臨三日、皆釋服。……以下、服大紅十五日、小紅十四日、織七日、釋服。……。」と有る。○翟方進傳に……『漢書』卷八十四、翟方進傳第五十四に「遂擢方進爲丞相、封高陵侯、食邑千戶。身既富貴、而後母尚在、方進內行修飾、供養甚篤。及後母終、既葬三十六日、除服起視事、以爲身備漢相、不敢踰國家之制。」と有る。○趙熹傳に熹……『後漢書』趙熹列傳第十六に「(永平) 八年、代虞延行太尉事、居府如眞。後遭母憂、上疏乞身行喪禮、顯宗不許、遣使者爲釋服、賞賜恩寵甚渥。」と有る。○桓焉傳に焉……『後漢書』桓榮列傳第二十七、桓焉傳に「遷太傅、以母憂自乞、聽以大夫行喪。踰年、詔使者賜牛酒、奪服、即拜光祿大夫、遷太常。」と有る。○桓郁傳に郁……『後漢書』桓榮列傳第二十七、桓郁傳に「郁以母憂乞身、詔聽以侍中行服。」と有る。○鄧騭は母の……『後漢書』鄧禹列傳第六、鄧騭傳に「(永初) 四年、母新野君寢病、騭兄弟竝上書求還侍養。太后以闇最少、

孝行尤著、特聽之、賜安車駟馬。及新野君薨、鷲等復乞身行服、章連上、太后許之。」と有る。○元初中―此處で謂う元初中とは元初三年のこと。『後漢書』孝安帝紀第五に「(冬十一月)丙戌、初聽大臣・二千石・刺史行三年喪。」と有る。

○劉愷傳に舊…『後漢書』劉般列傳第二十九、劉愷傳に「舊制、公卿・二千石・刺史不得行三年喪、由是內外衆職並廢喪禮。元初中、鄧太后詔長吏以下不爲親行服者、不得典城選舉。時有上言牧守宜同此制、詔下公卿、議者以爲不便。愷獨議曰「詔書所以爲制服之科者、蓋崇化厲俗、以弘孝道也。今刺史一州之表、二千石千里之師、職在辯章百姓、宣美風俗、尤宜尊重典禮、以身先之。而議者不尋其端、至於牧守則云不宜、是猶濁其源而望流清、曲其形而欲景直、不可得也。」太后從之。」と有る。○趙岐傳に岐…『後漢書』趙岐列傳第五十四に「永興二年、辟司空掾、議二千石得去官爲親行服、朝廷從之。」と有る。○荀爽傳に爽…『後漢書』荀淑列傳第五十二、荀爽傳に「今之公卿及二千石、三年之喪、不得即去、殆非所以增崇孝道而克稱火德者也。往者孝文勞謙、行過乎儉、故有遺詔以日易月。此當時之宜、不可貫之萬世。古今之制雖有損益、而諒闇之禮未嘗改移、以示天下莫遺其親。今公卿羣寮皆政教所瞻、而父母之喪不得奔赴。…夫失禮之源、自上而始。古者大喪三年不呼其門、所以崇國厚俗篤化之道也。事失宜正。過勿憚改。天下通喪、可如舊禮。」と有る。○安帝の建光…『後漢書』孝安帝紀第五に「(建光元年冬十一月)庚子、復斷大臣・二千石以上服三年喪。」と有る。○桓帝の永興…『後漢書』孝桓帝紀第七に「(永興二年)二月辛丑、初聽刺史・二千石行三年喪服。」と有る。○銚期傳の父…『後漢書』銚期列傳第十に「銚期字次況、潁川郟人也。…父猛、爲桂陽太守、卒、期服喪三年、鄉里稱之。」と有る。○楊仁什邡の…『後漢書』儒林列傳第六十九下に「楊仁字文義、巴郡閬中人也。…拜什邡令。…行兄喪去官。」と有る。○譙元太常の…『後漢書』獨行列傳第七十一に「譙玄字君黃、巴郡閬中人也。…後遷太常丞、以弟服去職。」と有る。○鄭默大鴻臚…『晉書』卷二十、志第十、禮志中に「太康七年、大鴻臚鄭默母喪、既葬。當依舊攝職、固陳不起、於是始制大臣得終喪三年。」と有る。○華廙河北の…『晉書』卷四十四、華表列傳第十四、華

虞傳に「虞字長駿、弘敏有才義。妻父盧毓典選、難舉姻親、故虞年三十五不得調、晚爲中書通事郎。泰始初、遷冗從僕射。少爲武帝所禮、歷黃門侍郎・散騎常侍・前軍將軍・侍中・南中郎將、都督河北諸軍事。父疾篤輒還、仍遭喪舊例、葬訖復任、虞固辭、遂旨。」と有る。

【現代語譯】

漢は文帝が遺詔で服喪を月數を日數として數えさせてから、遂に法令とさせた。公卿・大臣はみな父母の服喪を行わなかった。『漢書』の翟方進傳には「翟方進は母親が亡くなったが、自身が宰相の地位にあつたため、服喪の制度を破ることができなかった。そこで三十六日で服喪を止め、政務に復歸した。」というのはこのことである。服喪を行おうとする者は、必ず上奏して許しを請うた。『後漢書』の趙熹傳には「趙熹は母親が亡くなったので、辭職を願ひ出て服喪を行おうとしたが、明帝はこのことを許さず、使者を遣わして服喪を終わらせた。」と有る。桓焉傳には「桓焉が太傅であつたとき、母親が亡くなったので辭職を願ひ出ると、詔で大夫の身分として服喪を行わせたが、翌年になつてすぐに服喪を止めさせた。」と有る。桓郁傳には「桓郁もまた母親が亡くなつて辭職を願ひ出て、詔で侍中の身分として服喪を行わせた。」と有る。鄧騭は母親が亡くなると、辭職して服喪を行おうとし、奏章がしきりに上奏されると、皇帝に許された。そのまま元初年間に入ると、初めて制度を改めて服喪を行わせた。劉愷傳に「元の服喪の制度では公卿・太守・刺史の役職にある者は三年の服喪を行うことが出来なかつた。そのため皆服喪していなかつた。元初年間になつて、鄧太后臨朝の時、詔が下されて長吏以下で親のために服喪を行わない者は、縣長などへの推舉を受けることが許されなかつた。その際に州牧や郡太守についてもこの服喪の制度を同じく用いるべきであると上奏する者がおり、詔によつて公卿たちに議論させたが、その多くは（制度の援用を）不便であるとした。劉愷ただ一人は「刺史は一州の模範であ

り、太守は千里一郡の教師であるため、自ら率先してこの服喪の禮を行うべきだと言うところを、それなのに議論した者たちがこの服喪の制度を不便と言っているのは、川の源流を濁しておいてその流れを清らかにしようとするようなものですよ。」と上奏した。鄧太后はこの劉愷の進言を聞き入れて服喪を行わせるようにした。」と有る。しかしながら、趙岐傳には「趙岐は司空の掾になると、太守が官を辭して親の爲に服喪を行うことが許されるように議論した。」と有り、また荀爽傳にも「荀爽が上奏して「文帝は自ら謙遜が過ぎたために遺詔で服喪の期間を短くさせたのです。そもそも公卿・大臣は政治による教化のために仰ぎ見られる立場にありますのに、それなのに父母の喪に驅けつける事が許されていないのであれば、どうやって天下を教え導きましようか。」と言った。」と有る。これはつまり元初以降に服喪を行う制度はまた廢れていたのである。考えてみるに、安帝の建光元年にまた大臣・太守以上の者が三年の喪を行うことを禁じており、桓帝の永興二年にまた刺史・太守以上の者が服喪を行うことを許可し、延熹二年にまたこの制度を禁じているので、これは漢朝一代の間には、服喪の禮を行うか行わないかについては結局定まった制度はなかったのである。そもそも服喪を行わない制度が有りながらも、個人の見解によって服喪を行い三年の喪に服した士大夫もおり、それによって名聲を得ていた。銚期傳の「銚期の父親が亡くなり、三年の喪に服したことで、郷里はこれを稱賛した」といった話がそれである。また、兄弟への服喪で官職を辭めた者もいた。「楊仁は什邡の令となり、兄が亡くなったことで官職を去り、謙玄は大常の丞となり、弟が亡くなったことで官職を去った。」といったものがそれである。『晉書』の中で、(太康年間に)鄭默は大鴻臚となつて、母親が亡くなった。それまでの制度では葬り終えたら官職に復歸するとしていたが、鄭默は母親の喪に服することを願ひ、そのまま法令が改定された。大臣が服喪の禮を終えられるのは鄭默から始まったのである。また(其れより前の泰始年間の初めに)華廩は河北諸軍事を都督した時、父親が病氣となつたため郷里に歸り、そのまま父親が亡くなった。先例では葬り終えたら官職に復歸するとなつていたが、華廩は頑なに復歸を斷り、君

命に逆らった。これは晉の時代の大臣も三年の喪を行っておらず、鄭默が上奏したことで、初めて服喪を終える制度を定めたのである。」

(石井靖朗)